

尾張旭市障害福祉計画

(平成18～20年度)



尾張旭市

はじめに

近年の障害者を取り巻く社会情勢は、大きく変化してまいりました。平成16年には、行政により障害福祉サービスの内容が決定される措置制度から利用者による自己決定を基本とした支援費制度へと大きな制度改正が行われ、また、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神といった三障害に共通の障害福祉サービスの提供を行うことにより障害者の地域生活と就労を進める一方で、増大する費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化が図られました。この間、障害者自身の自立への意欲が高まり、ニーズも多種多様化してまいりました。

このような状況の中、本市では限られた予算を効率的に運用し、公平で継続的な障害福祉サービスの提供を図るため、約4千人の方を対象に行ったアンケート調査の結果や当事者組織・ボランティア団体・福祉事業者を対象に行った団体調査の結果を踏まえながら策定会議の構成員の皆様から専門的観点でのご意見・ご提言を頂戴して、平成20年度までを計画年度とする「尾張旭市障害福祉計画」を策定いたしました。

今後は、関係機関をはじめ障害者福祉に携わる福祉関係団体やボランティア団体、地域住民の皆様方等と連携・協働し、障害のあるなしに関わらず安心して生活できる地域社会の実現を目指し、計画的な事業展開を進めてまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定会議の構成員の皆様をはじめ、福祉関係団体、ボランティア団体や福祉事業者の方々、また、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様方に、心よりお礼申し上げます。

平成19年3月

尾張旭市長 谷口幸治

● ● 目 次 ● ●

第 1 章 総論

1	計画策定の趣旨	3
2	上位・関連計画	4
3	計画の理念と目標	8
4	計画の期間	9
5	実態調査等の実施	10
6	人口推計	12
7	計画の推進体制	14

第 2 章 施策の各論

1	障害福祉サービス体系	17
2	平成 23 年度の目標値の設定	20
3	自立支援給付	22
4	地域生活支援事業	34

資料編

1	障害福祉サービスの利用状況	43
2	障害程度区分認定等	49
3	障害福祉サービスの見込量の算出	50
4	調査結果の概要	54
5	関連する施策（尾張旭市障害者計画の抜粋）	62
6	尾張旭市障害福祉計画策定会議開催要綱	68
7	尾張旭市障害福祉計画策定会議構成員名簿	69
8	策定日程	70
9	用語解説	71

第 1 章

— 総論 —

1

計画策定の趣旨

計画策定の背景と趣旨

本市では、すべての方が等しく地域で学び、働き、そしてともに暮らすことのできる社会が本来の社会であるというノーマライゼーション*（「*」は資料編71～73ページで解説を加えています。以下同様。）の考え方にに基づき、平成11年に「ともに生きよう！快適なマイシティ“尾張旭”」を基本理念とした尾張旭市障害者計画を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。また、平成16年には、行政が障害福祉サービス*（以下「福祉サービス」という。ただし、条文の引用等の場合を除く。）の受け手を特定し、福祉サービス内容を決定するという措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度への大きな制度改革が行われたことを受け、同計画の中間見直しを図り、さらに、平成18年には「尾張旭市地域福祉計画」を策定し、行政だけでは解決できない福祉の問題を地域全体で解決することをめざした「福祉のまちづくり」を進めてきました。

このような状況の中、国では、平成18年4月に、障害者の自立を支援する観点から、障害者自立支援法*を施行し、障害の種類にかかわらず、三障害（身体障害、知的障害、精神障害）共通の福祉サービス（一部の福祉サービスは、障害程度区分*に応じて利用可）を提供するとともに、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みへと新たな制度改革を行い、市町村に対して、福祉サービスの提供体制や円滑な実施を確保するための新たな福祉サービス体系を見込んだ「障害福祉計画」の策定を義務付けました。

このような現状を受け本市では、障害者自立支援法に基づく福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業*の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的とする尾張旭市障害福祉計画を策定します。

● 市町村障害福祉計画の法律上の根拠 ●

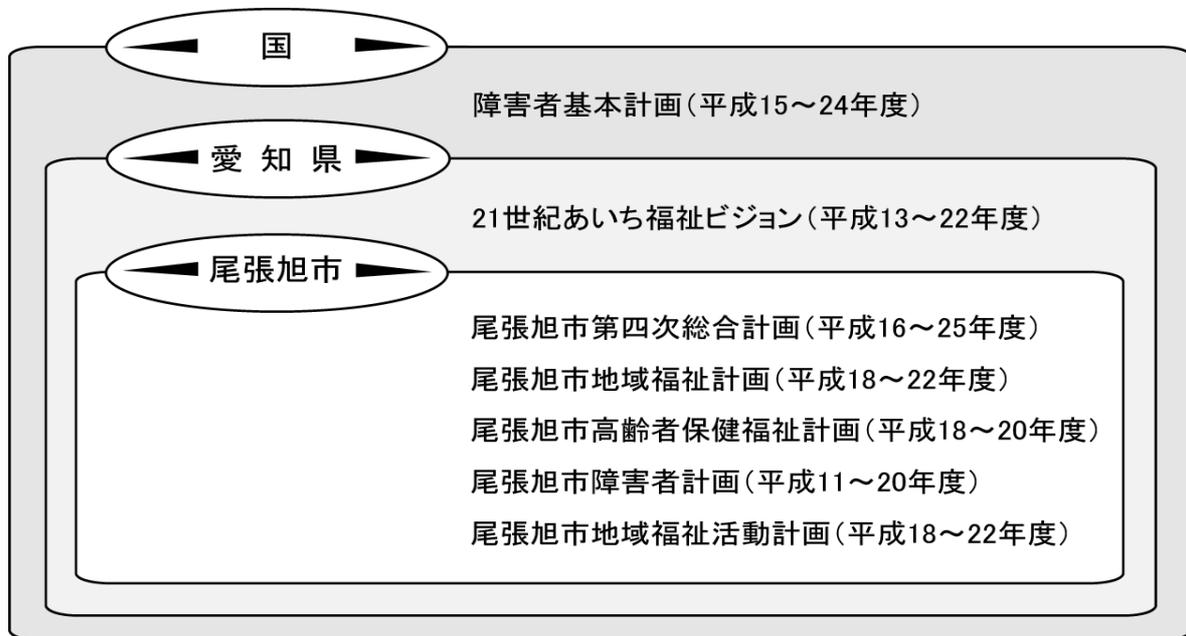
障害者自立支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2

上位・関連計画

本計画は、以下に示す国や県、そして本市の諸計画との調整を図ります。



(1) 国の施策

国は、平成14年12月に平成15年度を初年度とする新たな「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を策定しました。この「障害者基本計画」では、前計画における「リハビリテーション*」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざすとしています。また、「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」では、障害のある方が社会活動に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進を図り、障害のある方の自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むこととしています。

(2) 愛知県の施策

県においては、21世紀初頭における愛知県の福祉の進むべき方向を県民に明らかにするため、平成13年3月に「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定しました。「自立と自己実現を支える福祉」を基本目標として、平成13年度から平成22年度までの10年間を計画期間としています。

(3) 尾張旭市の施策

ア 「尾張旭市第四次総合計画」

本市においては、昭和48年に「尾張旭市総合計画」を策定して以来、これまでに2回の改訂を行い、平成16年3月に長期的なまちづくりの方向を示す「尾張旭市第四次総合計画」を策定しました。この「尾張旭市第四次総合計画」は、将来の都市像を「ともにつくる元気あふれる公園都市」とし、各分野における個別の計画や施策の方向性を示すとともに、一体性を確保しながらその実現に向けて市民とともに取り組んでいく指針となる最も上位の計画です。

イ 「尾張旭市地域福祉計画」

本市においては、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などを背景に、近隣の付き合いが希薄になるとともに地域への帰属意識が薄れ、相互に助け合って暮らすといった地域コミュニティの持つ共助機能の低下が問題視されていることを受け、平成18年3月に「尾張旭市地域福祉計画」を策定しました。尾張旭市社会福祉協議会や民生委員、さらに市民をはじめとする多様な主体と協働して、地域における福祉の問題・課題を解決するための仕組みや方向性を示した計画です。

ウ 「尾張旭市高齢者保健福祉計画」

本市においては、急速な高齢化に対応するため、平成12年度の「介護保険制度」の実施に合わせ「第1期 尾張旭市新老人保健福祉計画 ～お年寄りの笑顔輝く思いやりのまち～」を策定し、さらには平成15年には第2期の計画を進め、高齢者の保健福祉施策及び介護保険事業の円滑な推進を図ってきました。第3期計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間を事業計画期間とした計画であり、すべての市民が生きがいのある健やかな暮らしを続けられるよう、市民・事業者・行政の協働による、望ましい長寿社会づくりをめざしています。

エ 「尾張旭市障害者計画」

本市においては、障害者基本法に基づき、平成11年に、すべての方が等しく地域で学び、働き、そしてともに暮らすことのできる社会をめざし「尾張旭市障害者計画 ～ともに生きよう！快適なマイシティ“尾張旭”～」を策定しました。また、平成16年に、中間年事業の進捗状況の把握及び評価を行うとともに、最終年までの事業計画の見直しを図りました。

オ 「尾張旭市地域福祉活動計画」

尾張旭市社会福祉協議会においては、“福祉のまちづくり”のための行動計画として、平成18年に、地域組織、NPO（特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人）・ボランティア、行政などが連携・協働して、「第2次尾張旭市地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、本市が策定した「尾張旭市地域福祉計画」と連携を図っています。

（４）尾張旭市障害福祉計画と尾張旭市障害者計画との関係

本計画は、障害者自立支援法に基づいた「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であり、尾張旭市障害者計画は、障害者基本法に基づいた「障害者のための施策に関する基本的な計画」です。

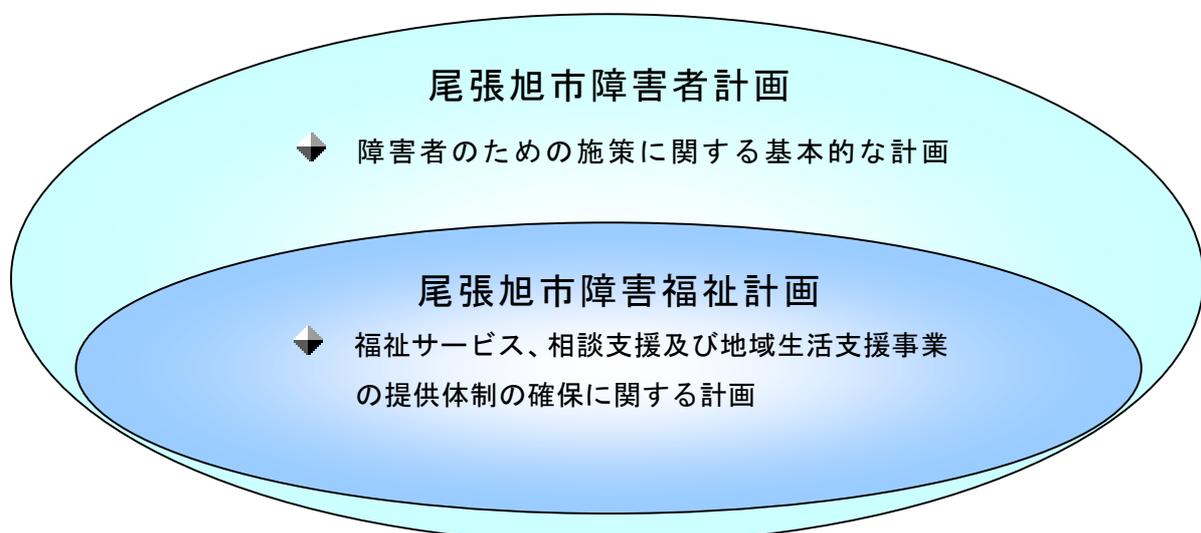
両計画の範囲として、本計画は「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」に限定されたものであるのに対し、尾張旭市障害者計画は障害者施策全般に及ぶものとなります。以上から、尾張旭市障害者計画は本計画の内容を包含した、障害者に関する総合的な計画という性格を持つといえます。

また、障害者自立支援法の規定によると「市町村障害福祉計画は市町村障害者計画と調和が保たれたものでなければならない」とあり、両計画は一体的な関係にあることがうかがえます。

● 障害者自立支援法に規定された両計画の関係 ●

障害者自立支援法 第88条第4項

市町村障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



本計画は、尾張旭市障害者計画の内容の中で「第4 各種施策の課題・目標と具体的な方策」（下表参照）の一部について障害者自立支援法に基づく基本指針に即して見直しを行っています。

● 内容に基づく両計画の関係 ●

【尾張旭市障害者計画の内容】

- 第1 基本的考え方
（計画の趣旨、障害者施策の基本理念、基本目標、計画の期間、施策の重点課題等の基本的考え方の設定）
- 第2 現状と問題点の把握
（施策の現状と障害者の状況等を明らかにし、問題点を整理）
- 第3 施策の体系化と相互連携
（障害者や住民に分かりやすい形で効果的に施策が推進されるよう施策の体系化と相互の連携方策の明確化）
- 第4 各種施策の課題・目標と具体的な方策
（施策ごとの課題・目標とその具体的方策の設定）
- 第5 計画の実施状況のフォロー体制
（計画の推進体制及び実施状況の把握、点検方法等の設定）

【施策の体系と方策】

- 施策1 保健・医療・福祉の連携
 - (1) 疾病等の予防・治療と障害の早期発見・早期療育
 - (2) 保健・医療サービスとの連携
 - (3) 精神障害者への福祉サービスの拡充
 - (4) 福祉用具の普及促進
- 施策2 生活の基盤の整備
 - (1) 就労援助と雇用促進
 - (2) 移動手段への支援
 - (3) バリアフリー対策・整備
 - (4) 生活の保障と権利擁護
 - (5) 啓発・情報発信
- 施策3 自立生活への支援策
 - (1) 住まいの整備
 - (2) 介護サービスの充実
 - (3) マンパワーの育成
 - (4) 防災ネットワークの整備
 - (5) 障害児教育の充実
- 施策4 生活の質の向上
 - (1) 活動の場の拡大
 - (2) スポーツ・レクリエーション等の拡充

【尾張旭市障害福祉計画に盛り込むべき事項】

- ①各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ②本市の地域生活支援事業の実施に関する事項

（一部見直し）

3

計画の理念と目標

(1) 基本理念

本計画がめざすことは次の3つです。まず、福祉サービスの提供体制の整備を進めることにより、障害者の自立した生活と社会参加の実現を図ることです。次に、障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、三障害共通の福祉サービス（一部の福祉サービスは、障害程度区分に応じて利用可）を提供できるようにすることです（介護保険事業の対象となる方は原則として介護保険サービスを利用）。3つ目に、社会資源の活用や福祉サービス提供体制の整備を進めることにより、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応することです。

以上のことから、本計画の基本理念を次のように定めます。

- ➡ **基本理念 1** 障害者の自立した生活と社会参加の実現
- ➡ **基本理念 2** 三障害共通の福祉サービスの提供
- ➡ **基本理念 3** 社会資源の活用や福祉サービス提供体制の整備

(2) 基本目標

基本理念を踏まえ、必要な福祉サービスの提供体制を確保するため、次の4つの基本目標を掲げ、計画的な施策の推進を図ります。

目標 1

必要な訪問系サービスの保障

目標 2

希望する障害者等に日中活動系サービスの保障

目標 3

福祉施設から一般就労への移行等の推進

目標 4

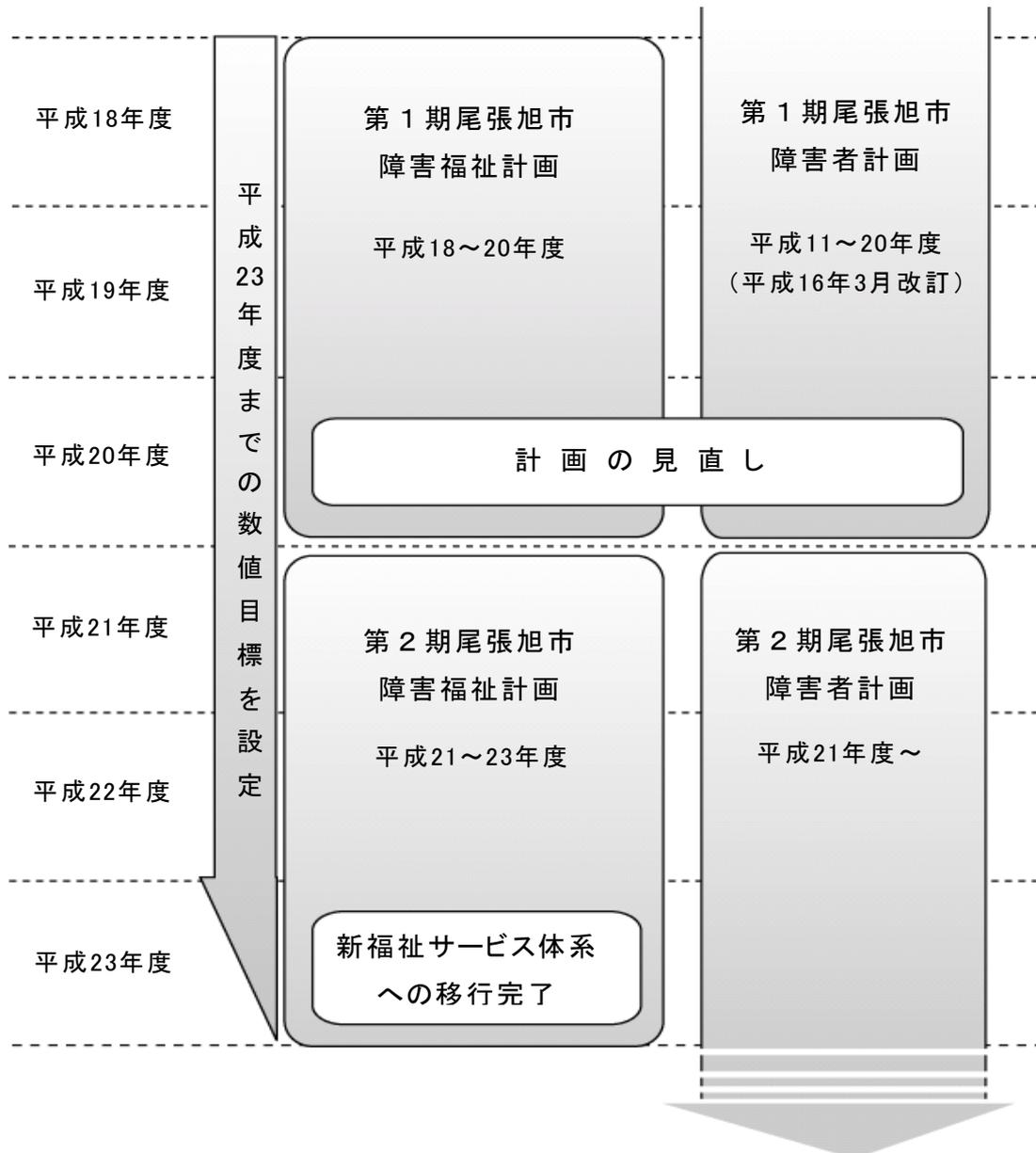
入所施設等から地域生活への移行の促進

4

計画の期間

本計画は、3年を一期とし、平成23年度を見据えた平成18年度から平成20年度を目標年度とする3年間の計画とします。

● 計画の期間 ●



5

実態調査等の実施

(1) 個人調査

障害のある市民には生活状況や福祉サービスに対する利用意向など、また障害のない市民には障害者福祉に関する意識などの把握のため、実態調査を実施しました。なお、調査結果の概要は、資料編 54 ページをご覧ください。

ア 調査の対象者

障害のある市民では平成18年5月1日現在において本市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院：旧通院医療費公費負担制度）の利用者としました。なお、2種類以上の手帳を所持している方には、調査票が1通のみ届くように調整を行いました。また、障害のない市民では平成18年5月1日現在において本市内に住所を有する20歳以上の人口構成を基に、地区・年齢・性別で比例配分したうえで無作為抽出した1,550人としました。

イ 調査の方法

郵便による送・返信での質問紙調査法により、平成18年6月19日から平成18年7月11日までの期間で実施しました。

ウ アンケートの回収状況

	対象者数	有効回答数※	有効回答率
身体障害者	1,826 人	1,121 件	61.4%
知的障害者	323 人	176 件	54.5%
精神障害者	353 人	196 件	55.5%
障害のない市民	1,550 人	819 件	52.8%

※ 障害のある市民では、障害の種別、年齢が不明な28件を無効回答としました。また、2種類以上の手帳を所持している方についてはそれぞれの障害で集計しています。障害のない市民では、すべての設問に回答がなかった17件を無効回答としました。

(2) 団体調査

障害者やその家族による当事者組織、ボランティア団体には活動状況やその団体が持つ課題など、また事業所には福祉サービスの提供状況や今後の事業展開などの把握のための調査を行いました。

ア 調査の対象

当事者組織4団体、ボランティア10団体、17事業所を対象に調査を実施しました。

イ 調査の方法

郵便による送・返信での質問紙調査法により、調査を実施しました。また、当事者組織や一部を除く事業所には聞き取り調査も行いました。

(3) 庁内調査

障害者自立支援法に基づく事業と「尾張旭市障害者計画」の事業には重なる部分が多くあるため、「尾張旭市障害者計画」の各施策につき、担当・管理している部課に施策の進捗状況について調査を行いました。

6

人口推計

(1) 人口推移

本市の人口推移は以下のとおりです。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総人口	78,654 人	79,220 人	79,546 人
18歳未満	14,597 人	14,735 人	14,690 人
18歳～39歳	25,472 人	25,164 人	24,884 人
40歳～64歳	26,889 人	27,007 人	27,002 人
65歳以上	11,696 人	12,314 人	12,970 人
身体障害者	1,674 人 2.13 %	1,732 人 2.19 %	1,816 人 2.28 %
知的障害者	287 人 0.36 %	301 人 0.38 %	320 人 0.40 %
精神障害者	127 人 0.16 %	119 人 0.15 %	136 人 0.17 %

- 各年度末現在の数値
- 身体障害者:身体障害者手帳所持者
- 知的障害者:療育手帳所持者
- 精神障害者:精神障害者保健福祉手帳所持者
- 2種類以上の手帳を所持している方についてはそれぞれの障害で集計
- 障害者人口の割合は対総人口比

(2) 将来人口

本計画期間における将来人口は以下のとおりです。

尾張旭市障害福祉計画				
← 計画期間 →				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
総人口	79,899 人	81,110 人	81,720 人	83,400 人
身体障害者	1,836 人 2.30 %	1,864 人 2.30 %	1,878 人 2.30 %	1,916 人 2.30 %
知的障害者	328 人 0.41 %	333 人 0.41 %	335 人 0.41 %	342 人 0.41 %
精神障害者	142 人 0.18 %	145 人 0.18 %	152 人 0.19 %	173 人 0.21 %

■ 平成18年度は、10月31日現在の数値

■ 障害者人口の割合は対総人口比

【将来人口(平成19年度以降)の推計方法】

■ 総人口は、関連計画である「尾張旭市高齢者保健福祉計画」の推計値

■ 身体障害者、知的障害者については、平成18年度の対総人口比と推計総人口の数値の積により算出

■ 精神障害者については、過去の実績(平成15年3月から平成18年10月まで)の伸びにより算出

7

計画の推進体制

福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する情報について、広報や各種パンフレット、インターネット等により適切な情報提供に努めます。

また、本計画の円滑な推進を図るため、地域自立支援協議会（第2章 35ページをご覧ください。）において福祉サービスの見込量のほか、地域生活や一般就労への移行状況等、各施策の達成状況の点検、評価を行います。地域自立支援協議会の点検、評価の結果を受け本市では、必要に応じ関連機関等の協力を求めながら所要の対策を講じます。

第2章

— 施策の各論 —

1

障害福祉サービス体系

(1) 制度の変更点

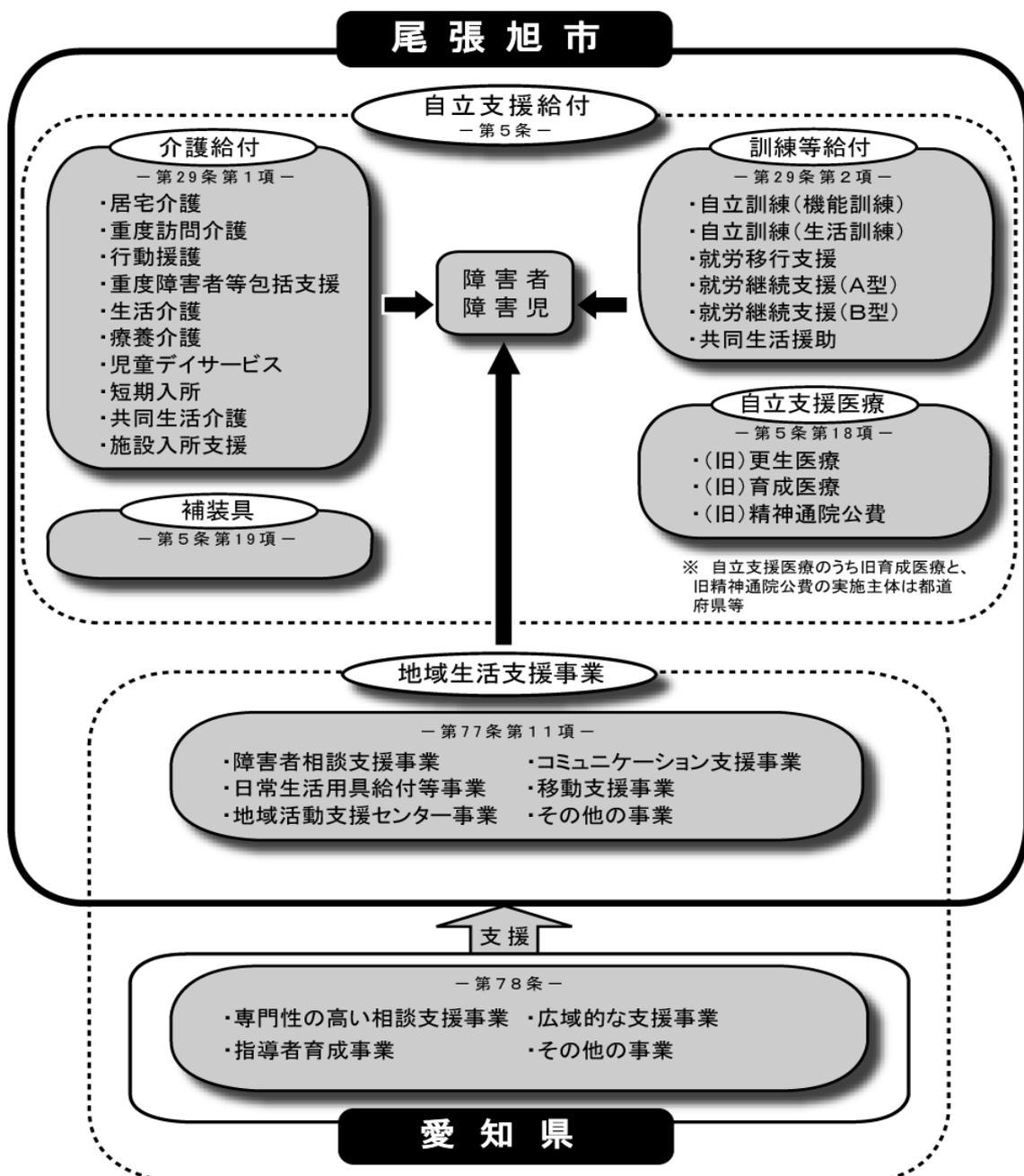
障害者自立支援法の成立による制度の主な変更点は次のとおりです。

- ① 福祉サービスの一元化
 - 三障害（身体、知的、精神）の福祉サービスの一元化
障害の種類を（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供。
 - 実施主体は市
市が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行えるようにするとともに、国と県はそれをサポートする仕組みに改正。
- ② 利用者本位の福祉サービス体系に再編
 - 介護給付*、訓練等給付*、地域生活支援事業を創設
障害者の自立を一層支援するため、従来の「施設」単位での福祉サービスの提供から、機能に応じた「事業」の単位に再編。新体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の3つに再編。
 - 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離
入所施設の福祉サービスを日中の活動にかかわるサービスと基本的な生活にかかわるサービスに分け、施設入所者でも他の日中活動系サービスを選べるなど、住まいを含め障害者が自分にあった福祉サービスの選択が可能。
 - 地域の限られた社会資源の活用
通所施設などを運営する主体が社会福祉法人等に限られていたが、NPO法人、営利法人なども運営できるよう規制を緩和。
- ③ 就労支援の抜本的強化
 - 「就労移行支援事業」等の創設
障害者が地域で自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することが重要であり、障害者の就労支援を強化するため、「就労移行支援事業」等の事業を新たに創設。
- ④ 客観的な「障害程度区分」の導入と支給決定の透明化・明確化
支援の必要度に関する客観的な尺度として、障害者の心身の状態を総合的に示す障害程度区分を導入するとともに、支援の必要度合に応じて福祉サービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスを透明化。
- ⑤ 福祉サービス利用者の利用料原則1割負担
障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等については実費を負担、利用料については福祉サービスの量に基づき負担。ただし所得等に応じて負担を軽減。
- ⑥ 自立支援医療*制度への移行
- ⑦ 補装具と日常生活用具*給付事業の再編

(2) 新制度における福祉サービス

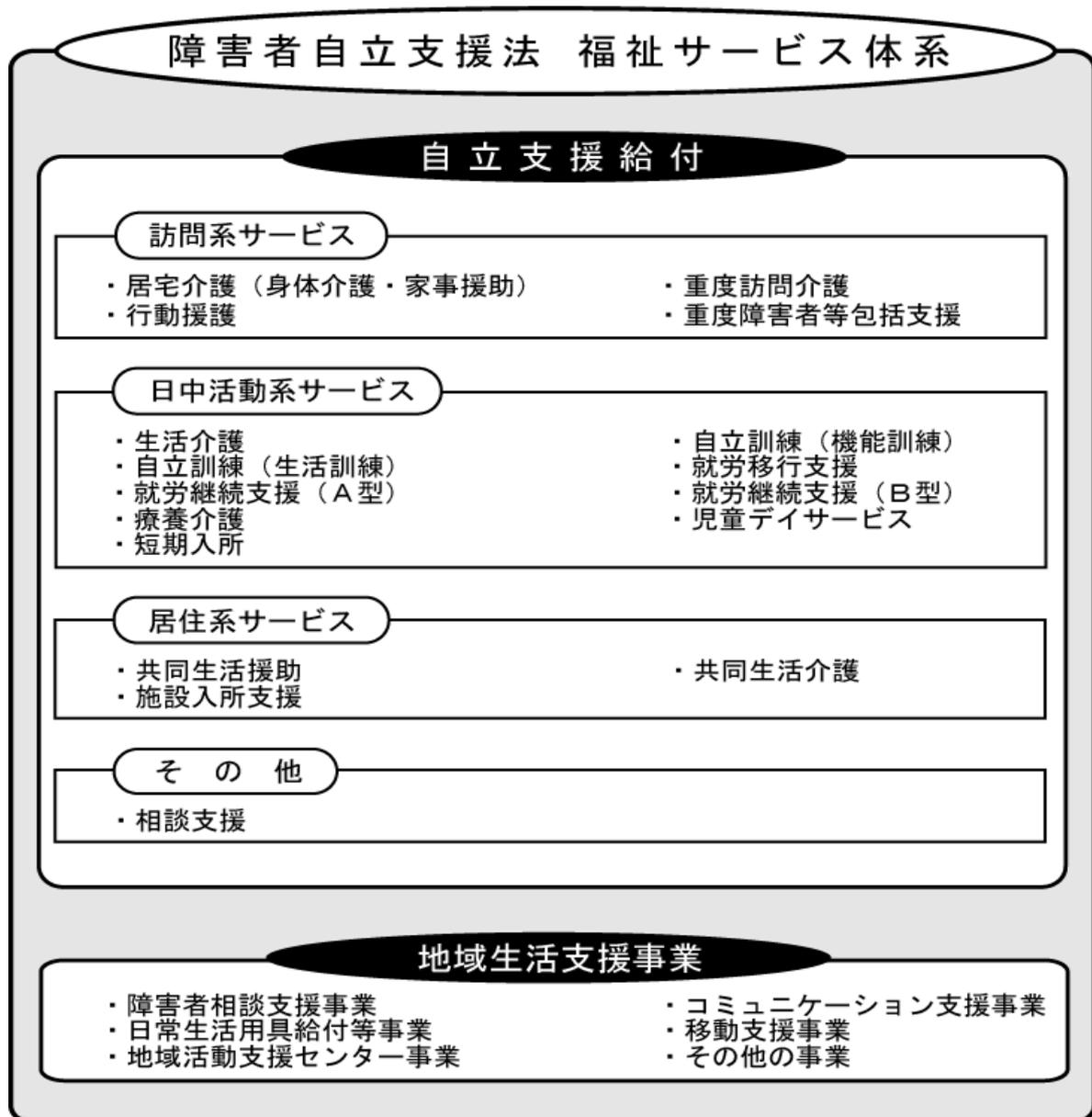
障害者自立支援法では、これまで身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた三障害に対する福祉サービスが共通の制度のもとで実施されることとなります。

旧制度における施設や事業体系を再編した新たな福祉サービスの体系は下記のとおりとなり、本市では「自立支援給付*」と「地域生活支援事業」の2つの事業を実施します。



(3) 本計画の福祉サービス体系

本計画では、障害者自立支援法に基づく福祉サービスが「日中活動の場」「住まいの場」に分けられていることから、前頁の「自立支援給付」のうち指定障害福祉サービスの各事業を下記の体系のとおり「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」に整理します。



2

平成23年度の目標値の設定

本計画では、国及び県の指針に基づき数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《施設入所者数の削減見込》

【国指針】平成23年度末時点の入所者数を現時点（平成17年10月1日現在。以下同様。）での施設入所者数から7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標値を設定する。

【県指針】県全体で15%以上の地域移行をめざすものの、待機者の状況などを勘案し、7%の目標を設定する。なお、内訳としては、身体障害者施設で、率で9.8%、知的障害者施設では率で5.5%、合計では、率で7.0%の削減をめざす。

《地域生活移行者数》

【国指針】現時点での施設入所者数の1割以上が、地域生活に移行することをめざす。

【県指針】実績や県の心身障害者コロニーからの移行等を踏まえ、原則として1割以上の地域移行をめざすこととし、具体的には、身体障害者施設では、率で12%、知的障害者施設では率で16%、合計では、率で15%の地域移行をめざす。

平成23年度の施設入所者数は、平成17年10月現在の施設入所者数と同数の32人を見込みます。

項目	数 値			考 え 方
	身体障害者	知的障害者	合 計	
現入所者数	12人	20人	32人	平成17年10月1日の入所者数
目標年度入所者数	11人	21人	32人	平成23年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込	1人 (8.3%)	△1人 (△5.0%)	0人 (0.0%)	差引減少見込み
【目標値】 地域生活移行者数	1人	2人	3人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行見込み

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国指針】平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することをめざし、平成23年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

【県指針】平成18年6月30日現在、県内の精神科病院に入院している「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」は、1,000人である。平成24年度にかけて均等の割合で地域移行を進めていくと仮定した場合、県全体では、毎年167人、平成23年度末までに835人が地域に移行するものとして、目標値を設定する。

平成23年度末までの退院可能な精神障害者数の減少目標値は2人とし、精神科病院の入院患者のうち、退院可能精神障害者の退院をめざします。

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	2人	平成18年6月30日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	2人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針】平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、現在の移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

【県指針】国指針と同様。

平成17年度における年間の一般就労移行者はありませんでしたが、平成23年度には11人が一般就労に移行できることをめざし、施策を展開します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	11人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

3

自立支援給付

(1) 訪問系サービス

必要となる訪問系サービスの保障（基本目標1）

障害者が地域で生活していくには、必要な福祉サービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に精神障害者においては今後も手帳所持者等の増加や、退院促進が図られることから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることが重要です。

そのため、今後も引き続き、さまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくために居宅サービスを充実し、適切な福祉サービス提供に努めます。

福祉サービスの対象者と見込量

居宅介護

自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

※ 障害程度区分1以上

重度訪問介護

重度の肢体不自由児（者）で常時介護を要する方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

※ 障害程度区分4以上

行動援護

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

※ 障害程度区分3以上
行動関連項目10点以上

重度障害者等包括支援

常時介護を要し、意思の疎通に著しい困難を伴う方に対して、居宅介護などの複数の福祉サービスを包括的にを行います。

※ 障害程度区分6

訪問系サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の4つの福祉サービスがありますが、本計画ではそれらを一体として設定します。

(述べ利用見込み時間数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分/月 903	1,029	1,156	1,615

見込量確保のための方策

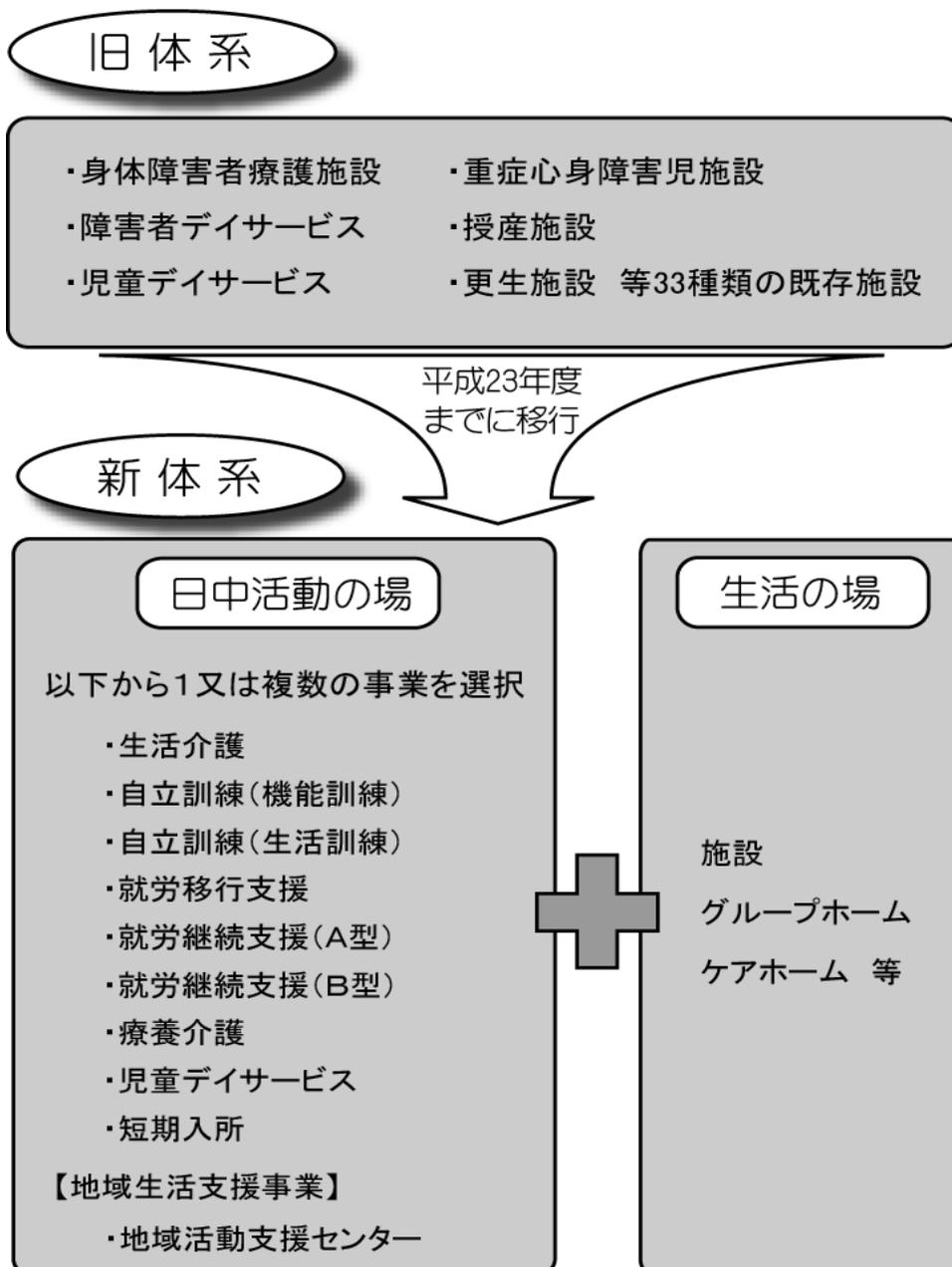
- ▶ 三障害の福祉サービスが一元化されたことから、障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう福祉サービス提供事業者へ働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる供給基盤の整備に努めます。
- ▶ 重度訪問介護や重度障害者等包括支援については新規事業であるため、福祉サービス内容や対象者などについて市民に十分な情報を提供します。
- ▶ これらの事業を行う事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行うことにより、多様な実施事業者の参入を促進し確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

➡ 希望する障害者等に日中活動系サービスの保障（基本目標2）

障害者自立支援法の施行に伴い、地域での生活に比重がおかれ、日中活動の場の確保が必要となっています。そこで、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所サービス、さらには地域活動支援センター事業などの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう福祉サービスの充実を図ります。

● 地域での暮らしへ ●

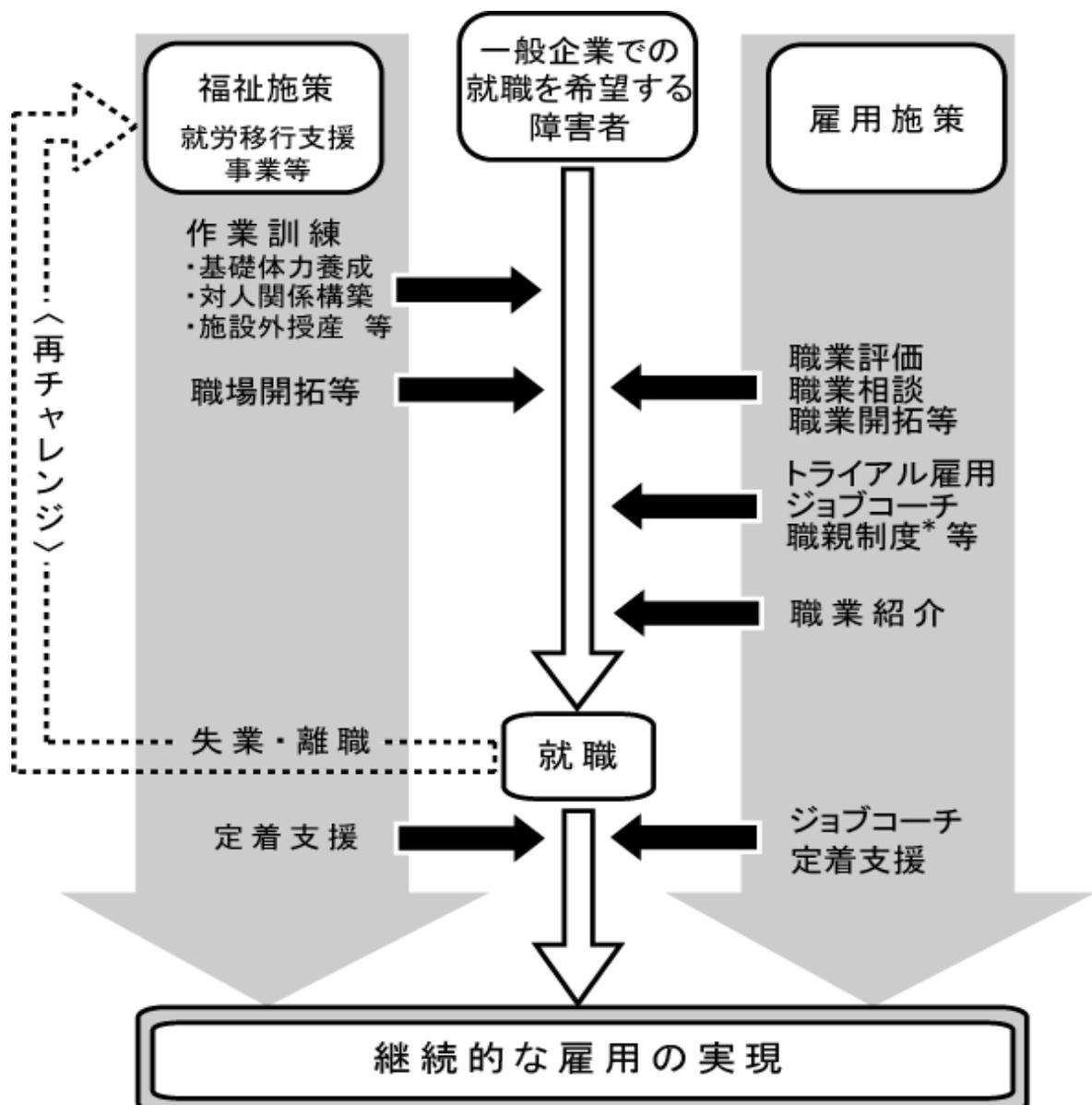


➡ 福祉施設から一般就労への移行等の推進（基本目標3）

障害者の雇用を促進するためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。また、施設においては、就労しようという意欲や能力のある方をサポートし、就労へと結びつけることが今後、必要となります。

一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら一般就労を推進するために、ハローワーク、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用*やジョブコーチ*等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めます。

● 雇用施策との連携 ●



福祉サービスの対象者と見込量

生活介護

常時介護が必要である方に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

※ 障害程度区分3以上（施設入所者は障害程度区分4以上）。なお、50歳以上の方は障害程度区分2以上（施設入所者は障害程度区分3以上）

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人日分／月 76	545	671	900

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	人日分／月 0	0	22	66

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練（生活訓練）	人日分／月 0	16	42	115

就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の方に対し、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	人日分/月 58	535	785	906

就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対し、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援(A型)	人日分/月 0	22	22	110

就労継続支援(B型)

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある方であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった方、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方、50歳に達している方などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労継続支援(B型)	人日分/月 0	382	409	628

療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

※ 人工呼吸器使用者は障害程度区分6。また、筋ジストロフィー*患者、重症心身障害者*は障害程度区分5以上

(利用見込み者数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	0 ^{人分}	0	0	6

児童デイサービス

療育指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行います。

※ 原則、個別教育、集団教育が必要な就学前児童

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	19 ^{人日分/月}	22	24	32

短期入所

居宅で介護する方が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害児(者)を対象に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※ 障害程度区分1以上

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	100 ^{人日分/月}	114	128	170

(参考)旧法施設支援

障害福祉計画の見込量は、新体系福祉サービスの必要量を見込むものですが、第1期の計画は、新体系福祉サービス移行の経過措置期間中の計画であり、旧法の施設支援も継続しているため、参考値として旧法施設支援の見込量についても示します。

(述べ利用見込み日数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
(参考)旧法施設支援	人日分/月 2,218	1,374	936	0

見込量確保のための方策

- ▶ 福祉サービス内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ▶ 地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、福祉サービス利用希望者を把握するとともに、福祉サービス内容と福祉サービス提供事業者に関する情報を提供します。
- ▶ 就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意します。
- ▶ 児童デイサービスや短期入所に関しては、今後も身近な地域で児童デイサービスや短期入所サービスを利用できるよう、福祉サービス提供体制の整備に努めます。

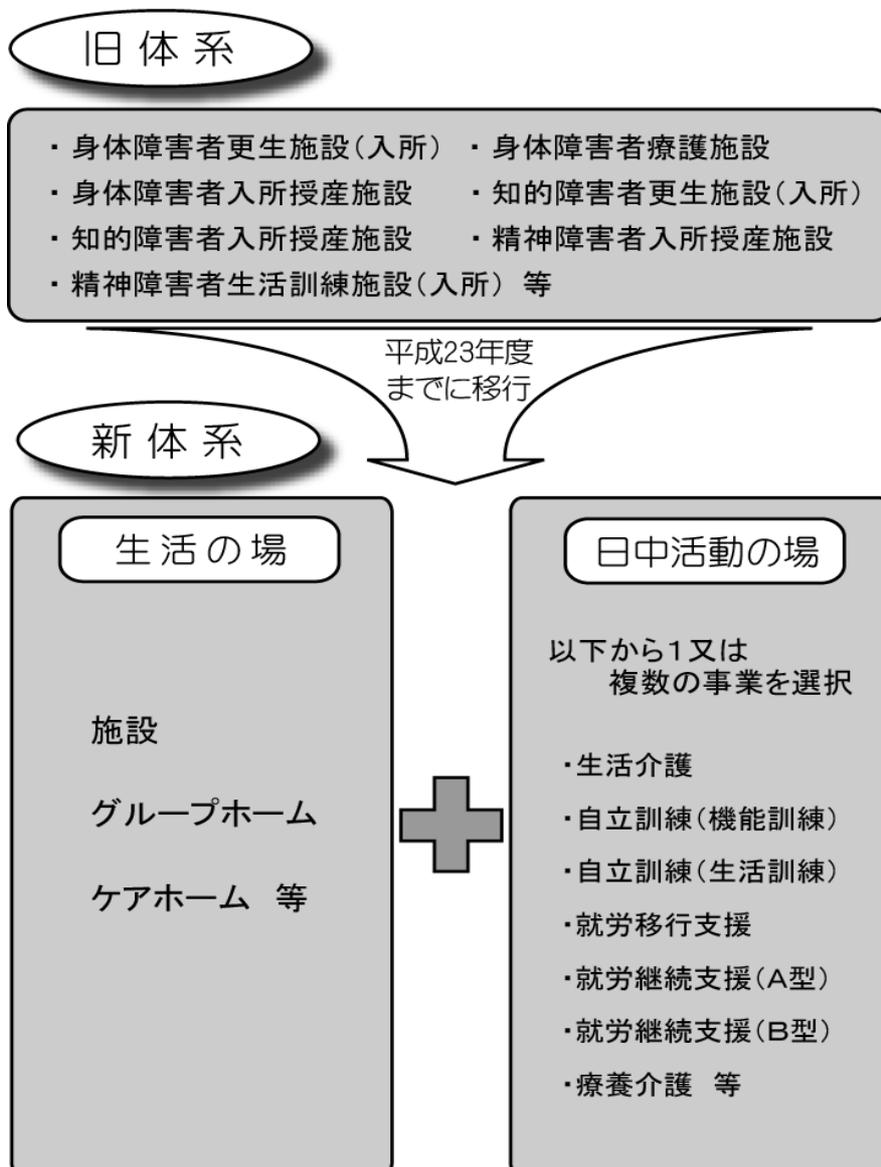
(3) 居住系サービス

➡ 入所施設等から地域生活への移行の促進（基本目標4）

障害のある方が施設や病院から地域生活へ移行するためには、さまざまな課題がありますが、まず受け皿となる生活の場を確保することが重要です。また、地域生活へ移行した場合の生活の場として考えられるグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）は、現在、市内には少なく、今後、確保していくことが必要です。

今後、必要な量を確保するために、行政、施設、事業所及び関係機関・団体が連携して取り組むとともに、地域社会における理解の普及に努めます。

● 入所施設等での暮らし ●



◆◆◆◆◆ 福祉サービスの対象者と見込量 ◆◆◆◆◆

共同生活援助

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある方・精神障害のある方であって、日常生活上の援助を必要とする方を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

※ 障害程度区分1以下

共同生活介護

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害のある方・精神障害のある方であって、日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上である方を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

※ 障害程度区分2以上

(利用見込み者数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助 共同生活介護	7 ^{人分}	7	7	18

施設入所支援

自立訓練または就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な方、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な方または生活介護の対象者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※ 障害程度区分4以上

(利用見込み者数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	0 ^{人分}	9	19	33

(参考)旧法施設入所

障害福祉計画の見込量は、新体系福祉サービスの必要量を見込むものですが、第1期の計画は、新体系福祉サービス移行の経過措置期間中の計画であり、旧法の施設入所も継続しているため、参考値として旧法施設入所の見込量についても示します。

(利用見込み者数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
(参考)旧法施設入所	31 ^{人分}	22	12	0

見込量確保のための方策

- ▶ 福祉サービス内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ▶ 共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）について、地域の理解を求め、整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

障害のある方等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報及び助言などを行います。

また、地域自立支援協議会を中核にし、地域のさまざまな相談機能をいかしながら、障害種別に対応できる総合的な相談窓口をめざします。

(実施見込み箇所数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1 箇所	2	2	3

地域自立支援協議会

障害福祉に関する専門的な地域のシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として尾張旭市地域自立支援協議会（仮称）を設置します。

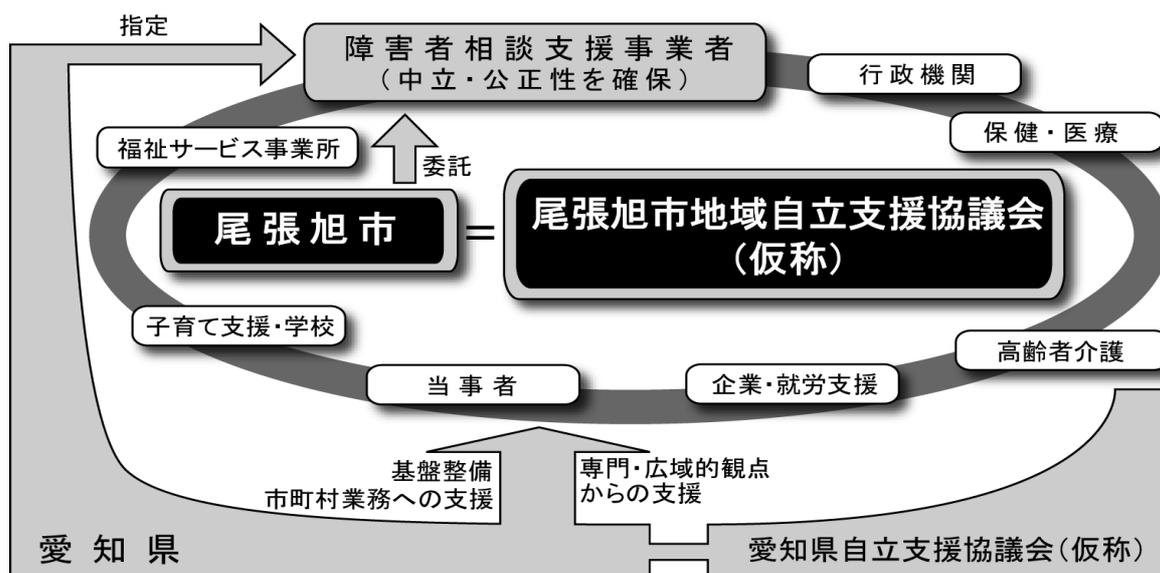
構成：相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体などの代表者

- 役割：① 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
 ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
 ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 ④ 地域の社会資源の開発、改善
 ⑤ 市の相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業の活用に関する協議
 ⑥ 障害福祉計画の達成状況の点検、評価 等

（実施見込み箇所数）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
尾張旭市地域自立支援協議会（仮称）	0 箇所	1	1	1

● 尾張旭市地域自立支援協議会（仮称）の位置付け ●



(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方等とその他の方の意思疎通を仲介します。

(延べ利用見込み者数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業	40 ^{人分}	80	80	80
要約筆記者派遣事業	10 ^{人分}	20	20	20

※ コミュニケーション支援事業の平成18年度は平成18年10月～平成19年3月までの見込み数値。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業

重度の障害児(者)であって、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

(延べ利用見込み件数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	2 ^件	2	2	3
自立生活支援用具	5 ^件	5	6	6
在宅療養等支援用具	10 ^件	11	11	13
情報・意思疎通支援用具	7 ^件	7	8	9
排泄管理支援用具	270 ^件	580	610	700
住宅改修等	3 ^件	3	3	4

※ 排泄管理支援用具の平成18年度は平成18年10月～平成19年3月までの見込み数値。

(4) 移動支援事業

移動支援事業

障害児（者）であって、市が外出時に支援が必要と認めただ方に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	実施見込み 箇所数	11 <small>箇所</small>	11	11	13
	利用見込み者数	31 <small>人分/月</small>	33	34	40
	述べ利用見込み 時間数	496 <small>時間分/月</small>	521	547	633

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業

利用者に対し、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援 センター事業	実施見込み 箇所数	—	1 <small>箇所</small>	1	1
	利用見込み者数	—	15 <small>人分/月</small>	15	15

(6) その他の事業

訪問入浴サービス事業

入浴が困難である在宅の身体障害のある方を対象に、地域において身体障害のある方の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	実施見込み 箇所数	1 箇所	1	1	1
	利用見込み者数	3 人分/月	3	3	4

日中一時支援事業

一時的な見守り等の支援が必要と認められる障害児(者)に対し、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日中一時支援事業	実施見込み 箇所数	14 箇所	14	15	17
	利用見込み者数	47 人分/月	49	52	60
	述べ利用見込み 日数	251 人日分/月	264	277	320

社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある方の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害のある方のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話通訳や要約筆記ができるボランティアの養成研修を実施したり、自動車の改造費用の一部を助成したりするなど、障害のある方への環境整備や支援により、社会参加を促進します。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込み講座数	7 ^{講座}	7	7	7
	延べ見込み受講者数	350 ^{人分}	350	350	350

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
点字・声の広報等発行事業	実施見込み種類数	1 ^{種類}	1	1	1
	延べ見込み発行回数	24 ^回	24	24	24

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話通訳・要約筆記奉仕員養成研修事業	実施見込み講座数	2 ^{講座}	3	3	3
	延べ見込み受講者数	21 ^{人分}	30	30	30

(利用見込件数)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自動車改造助成事業		4 ^件	4	4	5

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

- ◆ 地域生活支援事業の各福祉サービス内容や対象者などについて、市民に周知を図ります。
- ◆ 障害者相談支援事業については、障害者が、主体的に福祉サービスを選んで自立した地域生活を継続していくことができるよう、市内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。
- ◆ コミュニケーション支援事業については、今後とも現状の体制を確保します。手話通訳者派遣事業に併せ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない方への対応力も含め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。
- ◆ 移動支援事業については、障害者の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後とも支援を継続します。
- ◆ 地域活動支援センター事業については、制度の改正に伴い福祉サービス内容が低下しないよう、質の向上に努めます。
- ◆ 訪問入浴サービス事業については、利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障害者の方の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。
- ◆ 日中一時支援事業については、介護者のレスパイト*を目的に従来の日帰りショートや児童デイサービスの受け皿として事業を実施します。

資料編

1

障害福祉サービスの利用状況

(1) 平成18年9月までの利用実績

ア 訪問系サービス

サービス類型		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	備 考	
身体 障害者	身体介護中心	支給決定時間	436.0	490.5	554.8	517.0	
		利用時間	125.3	195.8	296.3	249.7	
		利用実人数	4.1	8.2	11.8	12.8	
	家事援助中心	支給決定時間	116.0	220.9	297.8	210.0	
		利用時間	51.1	88.7	138.1	75.2	
		利用実人数	2.9	5.7	8.3	7.2	
	移動介護中心 (身体介護を伴う)	支給決定時間	11.0	162.7	237.7	127.7	
		利用時間	29.7	111.6	149.9	68.8	
		利用実人数	2.7	1.6	2.8	2.0	
	日常生活支援が 中心	支給決定時間	0.0	242.2	282.3	287.0	
		利用時間	0.0	170.6	243.9	229.8	
		利用実人数	0.0	1.4	1.0	1.0	
知的 障害者	身体介護中心	支給決定時間	82.3	94.0	144.0	220.7	
		利用時間	30.6	47.9	58.1	99.0	
		利用実人数	5.6	2.6	3.1	5.2	
	家事援助中心	支給決定時間	46.3	48.8	106.3	110.0	
		利用時間	15.6	14.3	43.5	54.6	
		利用実人数	1.6	1.1	1.7	2.0	
	移動介護中心 (身体介護を伴う)	支給決定時間	190.5	408.0	460.1	508.0	
		利用時間	41.6	101.7	109.6	182.3	
		利用実人数	4.9	10.3	11.0	13.7	
	行動援護	支給決定時間	—	—	42.3	105.0	平成17年度から サービス開始
		利用時間	—	—	6.0	73.6	
		利用実人数	—	—	0.9	5.3	

※ 数値は各年度の月平均(平成18年度は4～9月までの月平均)。

サービス類型		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	備 考	
児童	身体介護中心	支給決定時間	105.0	363.3	604.6	920.0	
		利用時間	27.3	167.3	299.1	320.0	
		利用実人数	5.0	7.9	14.2	15.0	
	家事援助中心	支給決定時間	65.0	78.8	51.7	50.0	
		利用時間	1.5	13.0	3.0	0.0	
		利用実人数	1.0	0.4	1.0	0.0	
	移動介護中心 (身体介護を伴う)	支給決定時間	427.5	575.0	532.5	585.0	
		利用時間	159.9	217.7	123.6	133.0	
		利用実人数	20.0	15.6	8.5	11.0	
行動援護	支給決定時間	—	30.0	128.8	155.0	平成17年度から サービス開始	
	利用時間	—	—	52.7	57.0		
	利用実人数	—	—	4.8	7.0		
精神 障害 者	身体介護	支給決定時間	10.0	25.4	75.5	86.4	
		利用時間	7.5	9.8	33.5	24.0	
		利用実人数	1.0	0.7	2.5	2.4	

※ 数値は各年度の月平均(平成18年度は4～9月までの月平均)。

イ 日中活動・居住系サービス

(人)

施設種別	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	備 考
身体障害者更生施設	0.0	1.0	1.0	0.0	
身体障害者療護施設	8.6	9.0	9.0	9.0	
身体障害者授産施設	0.0	2.0	2.3	3.0	
身体障害者通所授産施設	9.0	10.2	11.8	12.0	平成18年4月から 民間に移譲
知的障害者更生施設(入所)	17.2	18.0	18.4	19.8	
知的障害者更生施設(通所)	7.0	8.0	8.0	8.2	
知的障害者授産施設(入所)	1.0	1.0	1.0	1.0	
知的障害者授産施設(通所)	40.7	43.6	45.0	44.1	
身体障害者デイサービス	15.0	15.0	15.8	16.0	
知的障害者デイサービス	0.1	6.3	26.2	12.2	
児童デイサービス	0.0	4.8	17.4	21.8	
小規模保護作業所(精神障害者)	—	4.6	10.1	6.5	平成16年度開所
精神障害者地域生活支援センター	—	—	1.0	1.0	
知的障害者グループホーム	0.6	4.0	3.3	3.0	

※ 数値は各年度の月平均(平成18年度は4～9月までの月平均)。

サービス類型		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	備 考	
短期 入所	身体障害者	支給決定日数	85.3	47.3	48.7	107.0	
		利用日数	18.6	4.7	6.3	37.0	
		利用実人数	1.8	1.3	1.2	3.3	
	知的障害者	支給決定日数	160.4	81.0	190.0	461.5	
		利用日数	32.4	51.5	61.8	50.1	
		利用実人数	4.8	7.6	9.1	9.7	
	児童	支給決定日数	115.8	85.8	258.0	306.5	
		利用日数	4.4	5.3	2.2	3.9	
		利用実人数	1.1	1.3	1.2	2.5	

※ 数値は各年度の月平均(平成18年度は4～9月までの月平均)。

(2) 平成18年10月の利用実績

ア 自立支援給付

サービス類型		平成18年 10月実績	備 考
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援	身体障害者	支給決定時間	614.0
		利用時間	306.0
		利用実人数	18.0
	知的障害者	支給決定時間	369.0
		利用時間	167.5
		利用実人数	8.0
	児童	支給決定時間	1,225.0
		利用時間	281.0
		利用実人数	16.0
	精神障害者	支給決定時間	95.0
		利用時間	34.0
		利用実人数	3.0
合 計	支給決定時間	2,303.0	
	利用時間	789.0	
	利用実人数	45.0	
生活介護	身体障害者	支給決定日数	5.0
		利用日数	3.0
		利用実人数	1.0
	知的障害者	支給決定日数	23.0
		利用日数	21.0
		利用実人数	1.0
	合 計	支給決定日数	28.0
		利用日数	24.0
		利用実人数	2.0

サービス類型		平成18年 10月実績	備 考
児童デイサービス	児童	支給決定日数	127.0
		利用日数	11.0
		利用実人数	6.0
短期入所	身体障害者	支給決定日数	113.0
		利用日数	38.0
		利用実人数	4.0
	知的障害者	支給決定日数	408.0
		利用日数	57.0
		利用実人数	8.0
	児童	支給決定日数	326.0
		利用日数	5.0
		利用実人数	2.0
	合 計	支給決定日数	847.0
		利用日数	100.0
		利用実人数	14.0

イ 地域生活支援事業

サービス類型		平成18年 10月実績	備考
移動支援	身体障害者	支給決定時間	131.0
		利用時間	88.5
		利用実人数	2.0
	知的障害者	支給決定時間	708.0
		利用時間	246.5
		利用実人数	15.0
	児童	支給決定時間	695.0
		利用時間	161.0
		利用実人数	14.0
	合計	支給決定時間	1,534.0
		利用時間	496.0
		利用実人数	31.0
日中一時支援	身体障害者	支給決定日数	12.0
		利用日数	3.0
		利用実人数	1.0
	知的障害者	支給決定日数	259.0
		利用日数	32.0
		利用実人数	5.0
	児童	支給決定日数	700.0
		利用日数	216.0
		利用実人数	41.0
	合計	支給決定日数	971.0
		利用日数	251.0
		利用実人数	47.0

2

障害程度区分認定等

平成18年10月末の受給者数と障害程度区分認定者数は以下のとおりです。

■ 受給者数 (人)

	自立支援給付	地域生活支援事業
身体障害者	52	23
知的障害者	88	43
精神障害者	3	0
児童	75	75
合 計	218	141

■ 障害程度区分認定者数 (人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
身体障害者	4	6	7	3	5	5	30
知的障害者	8	8	14	9	9	4	52
精神障害者	0	2	1	0	0	0	3
合 計	12	16	22	12	14	9	85

3

障害福祉サービスの見込量の算出

(1) 訪問系サービス

サービス種別	見込量単位
訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間分

【見込量算出の考え方】

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、それぞれの福祉サービスごとに見込量を算出したうえで、訪問系サービスとして一体で見込量を算出します。
- ・ 利用者数の伸びは、平成17年度までの福祉サービス量（支援費制度、精神障害者居宅介護等事業）をもとに、障害者数の伸びや実態調査結果等により設定します。
- ・ 平成18年度の一人当たり月平均利用見込量は、平成18年10月の福祉サービス支給決定者を基本とした平成18年4月から10月までの利用実績をもとに算出します。
- ・ 見込量は、利用者ニーズを把握のうえ、国の基本指針における福祉サービス量の見込み方に即して、（今後の利用見込み者数）×（平成18年度の一人当たり月平均利用見込量）により算出します。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	見込量単位
生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)	人日分
療養介護	人分
児童デイサービス 短期入所 旧法施設支援	人日分

【見込量算出の考え方】

- ・ 児童デイサービス、短期入所の見込量については、利用者ニーズを把握のうえ、国の基本指針における福祉サービス量の見込み方に即して、
(今後の利用見込み者数) × (平成18年度の一人当たり月平均利用見込量) により算出します。
- ・ 児童デイサービスと短期入所を除く日中活動系サービスの見込量については、利用者ニーズを把握のうえ、国の基本指針における福祉サービス量の見込み方に即して、国が示す参酌標準に基づき算出します。さらに、事業所の新体系への移行計画等を勘案し、本市の状況を見込量に盛り込みます。なお、参酌標準は国の実態調査等により求められたものです。
- ・ 障害福祉計画の見込量は、平成18年10月以降の新体系福祉サービスの必要量を見込むものですが、第1期の計画は、新体系福祉サービス移行の経過措置期間中の計画であり、旧法の施設支援も継続しているため、参考値として旧法施設支援の見込量についても算出します。

(3) 居住系サービス

サービス種別	見込量単位
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) 施設入所支援 旧法施設入所	人分

【見込量算出の考え方】

- ・ 見込量算出は、児童デイサービスと短期入所を除く日中活動系サービスの見込量算出と概ね同様です。
- ・ 平成17年10月の施設入所者数及びグループホーム利用者数を基本に、①入所施設からグループホーム・ケアホームへの今後の移行者数、②市で見込む新規利用者数、③福祉施設からの地域移行や退院可能な精神障害者への対応分等の要因を考慮して福祉サービス見込量を算出します。
- ・ 日中活動系サービスにおける旧法施設支援の考え方と同様に、旧法施設入所についても、参考値として見込量を算出します。

(4) 相談支援

サービス種別	見込量単位
相談支援 (福祉サービス利用計画作成)	人分

【見込量算出の考え方】

- ・ 見込量は、利用者ニーズを把握のうえ、国の基本指針における福祉サービス量の見込み方に即して、国が示す参酌標準(新規の退院・退所者、複数の福祉サービスを利用する方 ⇒ 福祉サービス利用者数(施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く)の10%程度)に基づき算出します。さらに、事業所の新体系への移行計画等を勘案し、本市の状況を見込量に盛り込みます。

(5) 地域生活支援事業

サービス種別	見込量単位
障害者相談支援事業	箇所
地域自立支援協議会	箇所
コミュニケーション支援事業 手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	人分
日常生活用具給付等事業 介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 住宅改修等	件
移動支援事業	箇所 人分 時間分
地域活動支援センター事業	箇所 人分
訪問入浴サービス事業	箇所 人分
日中一時支援事業	箇所 人分 人日分
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座 人分
点字・声の広報等発行事業	種類 回
手話通訳・要約筆記奉仕員養成研修事業	講座 人分
自動車改造助成事業	件

【見込量算出の考え方】

- ・ 移動支援事業、日中一時支援事業の見込量については、訪問系サービスと同様、利用者ニーズを把握のうえ、国の基本指針における福祉サービス量の見込み方に即して、(今後の利用見込み者数) × (平成18年度の一人当たり月平均利用見込量) により算出します。
- ・ 移動支援事業と日中一時支援事業を除く地域生活支援事業の見込量については、前年度実績に基づき、障害者人口の増加等を勘案し算出します。

4

調査結果の概要

(1) 介助の必要度

1日の生活の中で、どのくらい介助が必要ですか？(1つだけ)

身体：「障害や病気はあるが、日常生活は一人で行える」が48.4%ともっとも多くなっています。一方、程度の差はあっても日常生活に介助を必要とする方は4割近くいます。

知的：「ほとんど一日中、介助者が近くにいる必要がある」が32.4%ともっとも多くなっています。一方、程度の差はあっても日常生活に介助を必要とする方は6割近くいます。

精神：「障害や病気はあるが、日常生活は一人で行える」が61.2%ともっとも多くなっています。一方、程度の差はあっても日常生活に介助を必要とする方は3割近くいます。

	障害や病気はあるが、日常生活は一人で行える	日常生活はおおむね一人で行えるが、介助者が必要なときがある	ほとんど一日中、介助者が近くにいる必要がある	回答なし	合計
身体	542 48.4	250 22.3	192 17.1	137 12.2	1,121 100.0
知的	49 27.8	42 23.9	57 32.4	28 15.9	176 100.0
精神	120 61.2	38 19.4	18 9.2	20 10.2	196 100.0

※ 表の上段は回答者数(人)、下段は構成比(%)です。
以下の表についても同様です。

(2) 介助者

ご本人をよく介護・手助けする人はどなたですか？(多い順に3つまで)

身体：介助者として「妻」と「子・婿・嫁」が同率で 25.3%と多くなっています。家族や親族以外の介助者では「施設・病院の職員」が 11.9%、「ホームヘルパー(家庭奉仕員)」が 7.8%となっています。

「その他」の記述で多いものは「孫」(6件)、「訪問看護師」(4件)となっています。

知的：介助者として「母」が 65.9%ともっとも多く、次いで「父」が 42.6%となっています。家族や親族以外の介助者では「施設・病院の職員」が 25.0%、「ホームヘルパー(家庭奉仕員)」が 6.8%となっています。

「その他」の記述で多いものは「祖父母」(8件)となっています。

精神：介助者として「母」が 28.6%ともっとも多く、次いで「父」が 17.3%、「夫」が 16.3%と続いています。家族や親族以外の介助者では「施設・病院の職員」が 9.7%、「ホームヘルパー(家庭奉仕員)」が 3.1%となっています。

「その他」の記述で多いものは「義理の両親」(2件)、「友人」(2件)となっています。

	介護・手助けは はいらない	夫	妻	父	母	子・婿・嫁	兄弟姉妹またはその婿・嫁	近所の人・ボランティア	ホームヘルパー(家庭奉仕員)	ガイドヘルパー・手話通訳者	施設・病院の職員	介護者・介助者はいない	その他	回答なし	回答者
身体	254 22.7	187 16.7	284 25.3	47 4.2	76 6.8	284 25.3	50 4.5	20 1.8	87 7.8	7 0.6	133 11.9	14 1.2	25 2.2	60 5.4	1,121 100.0
知的	16 9.1	3 1.7	2 1.1	75 42.6	116 65.9	3 1.7	30 17.0	0 0.0	12 6.8	4 2.3	44 25.0	3 1.7	10 5.7	10 5.7	176 100.0
精神	61 31.1	32 16.3	16 8.2	34 17.3	56 28.6	16 8.2	25 12.8	5 2.6	6 3.1	0 0.0	19 9.7	3 1.5	7 3.6	8 4.1	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(3) 暮らしの意向

将来、どのように暮らしたいですか？(2つまで)

身体：「このままの暮らしをつづけたい」が79.9%と最も多く、次いで「介護や設備の整った施設で暮らしたい」が17.2%となっています。

「その他」の記述で多いものは「子どもと暮らしたい」(12件)となっています。

知的：「このままの暮らしをつづけたい」が38.6%と最も多く、次いで「親・きょうだいと一緒に暮らしたい」が26.1%、「介護や設備の整った施設で暮らしたい(例えば、療護・援護寮・老人ホームなど)」が23.9%、「仲間と地域で共同生活をしたい(例えば、グループホームなど)」が22.7%と続いています。

精神：「このままの暮らしをつづけたい」が59.7%と最も多く、次いで「結婚して(家庭をもって)暮らしたい」が24.0%となっています。

	このままの暮らしをつづけたい	地域の支援を受けて、親・きょうだいから独立して暮らしたい	親・きょうだいと一緒に暮らしたい	結婚して(家庭をもって)暮らしたい	仲間と地域で共同生活をしたい(例えば、グループホームなど)	介護や設備の整った施設で暮らしたい(例えば、療護・援護寮・老人ホームなど)	その他	回答なし	回答者
身体	896 79.9	29 2.6	43 3.8	35 3.1	17 1.5	193 17.2	25 2.2	38 3.4	1,121 100.0
知的	68 38.6	29 16.5	46 26.1	10 5.7	40 22.7	42 23.9	2 1.1	8 4.5	176 100.0
精神	117 59.7	16 8.2	17 8.7	47 24.0	5 2.6	22 11.2	2 1.0	6 3.1	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(4) 就労形態

ご本人はどんな仕事をしていますか？(1つだけ)

身体：「していない」が71.7%となっています。一方、就労形態については「会社員・公務員・店員(常用勤務)」が7.9%、「主婦・家事手伝い」が6.2%、「自営業」が4.5%となっています。

知的：「していない」が58.4%となっています。一方、就労形態については「授産施設・小規模作業所」が21.0%、「会社員・公務員・店員(常用勤務)」が9.1%、「日雇い・臨時・パート」が7.4%となっています。

精神：「していない」が69.0%となっています。一方、就労形態については「会社員・公務員・店員(常用勤務)」が11.7%、「主婦・家事手伝い」が7.1%、「日雇い・臨時・パート」が6.6%となっています。

	していない	自営業	会社員・公務員・店員(常用勤務)	日雇い・臨時・パート	主婦・家事手伝い	内職	授産施設・小規模作業所	その他	回答なし	合計
身体	804 71.7	51 4.5	89 7.9	41 3.7	69 6.2	3 0.3	15 1.3	12 1.1	37 3.3	1,121 100.0
知的	103 58.4	1 0.6	16 9.1	13 7.4	1 0.6	1 0.6	37 21.0	1 0.6	3 1.7	176 100.0
精神	135 69.0	3 1.5	23 11.7	13 6.6	14 7.1	1 0.5	6 3.1	0 0.0	1 0.5	196 100.0

(5) 就労していない理由

仕事をしていない人にうかがいます。「仕事をしていない」理由は何ですか？(1つだけ)

身体：「高齢のため働けない」が43.4%と最も多く、次いで「障害や病気のため働けない」が39.8%となっています。

「その他」の記述で多いものは「年金生活」(6件)、「定年後」(5件)となっています。

知的：「就学前・就学中・訓練中」が53.5%と最も多く、次いで「障害や病気のため働けない」が29.1%となっています。

精神：「障害や病気のため働けない」が50.3%と最も多く、次いで「高齢のため働けない」が20.0%となっています。

	就学前・ 就学中・ 訓練中	働く場 がない	障害や病 気のため 働けない	高齢のた め働けな い	その他	回答なし	合 計
身体	27 3.4	46 5.7	320 39.8	349 43.4	24 3.0	38 4.7	804 100.0
知的	55 53.5	10 9.7	30 29.1	4 3.9	2 1.9	2 1.9	103 100.0
精神	16 11.9	19 14.1	68 50.3	27 20.0	3 2.2	2 1.5	135 100.0

(6) 就労条件

仕事をするために、必要なことは何だと思えますか？(いくつでも)

身体：「障害への理解と配慮がある」が44.9%と最も多く、次いで「障害に合わせた設備がある」が28.0%、「家にいてもできる仕事」が22.4%となっています。一方、社会的地位や経済的安定にあたる「適正な評価の給料がもらえる」が17.1%、「雇用上の身分が安定している」が14.6%となっています。

知的：「障害への理解と配慮がある」が70.5%と最も多く、次いで「障害に合わせた設備がある」が42.6%となっています。一方、社会的地位や経済的安定にあたる「適正な評価の給料がもらえる」が27.8%、「雇用上の身分が安定している」が26.1%となっています。

精神：「障害への理解と配慮がある」が63.3%と最も多く、次いで「勤務時間が調整できる(フレックスタイムなど)」が33.7%となっています。一方、社会的地位や経済的安定にあたる「適正な評価の給料がもらえる」が31.6%、「雇用上の身分が安定している」が19.9%となっています。

	障害に合 わせた設 備がある	勤務時間 が調整で きる(フレ クスタイ ムなど)	家にいて もできる仕 事	雇用上の 身分が安 定している	適正な評 価の給料 がもらえる	障害への 理解と配 慮がある	その他	回答なし	回答者
身体	314 28.0	232 20.7	251 22.4	164 14.6	192 17.1	503 44.9	39 3.5	330 29.4	1,121 100.0
知的	75 42.6	23 13.1	24 13.6	46 26.1	49 27.8	124 70.5	8 4.5	23 13.1	176 100.0
精神	54 27.6	66 33.7	45 23.0	39 19.9	62 31.6	124 63.3	8 4.1	22 11.2	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(7) 希望する就労形態

今後どのような形で仕事をしたいですか？(1つだけ)

身体：「会社員・公務員・店員（常用勤務）」が 9.6%と最も多くなっています。

知的：「授産施設・小規模作業所」が 33.0%と最も多く、次いで「会社員・公務員・店員（常用勤務）」が 22.2%となっています。

精神：「会社員・公務員・店員（常用勤務）」が 26.5%と最も多く、次いで「日雇い・臨時・パート」が 15.8%となっています。

	働かない・働けない	自営業	会社員・公務員・店員(常用勤務)	日雇い・臨時・パート	主婦・家事手伝い	内職	授産施設・小規模作業所	その他	回答なし	合計
身体	615 54.9	56 5.0	108 9.6	63 5.6	81 7.2	34 3.0	23 2.1	20 1.8	121 10.8	1,121 100.0
知的	35 19.9	2 1.1	39 22.2	12 6.8	2 1.1	3 1.7	58 33.0	7 4.0	18 10.2	176 100.0
精神	67 34.2	6 3.1	52 26.5	31 15.8	13 6.6	8 4.1	7 3.6	1 0.5	11 5.6	196 100.0

(8) 相談相手

不安なときや困ったときなどに相談する人は誰ですか？(いくつでも)

身体：「家族や親族に相談する」が 66.5%と最も多く、次いで「施設・病院など専門の職員に相談する」が 31.1%、「友人・知人などに相談する」が 14.5%となっています。一方、「相談できない・相談する人はいない」が 5.3%、「相談したことはない」が 8.3%となっています。

知的：「家族や親族に相談する」が 52.3%と最も多く、次いで「施設・病院など専門の職員に相談する」が 44.3%、「友人・知人などに相談する」が 23.9%となっています。一方、「相談できない・相談する人はいない」が 6.3%、「相談したことはない」が 6.8%となっています。

精神：「家族や親族に相談する」が 66.3%と最も多く、次いで「施設・病院など専門の職員に相談する」が 42.9%、「友人・知人などに相談する」が 17.9%となっています。一方、「相談できない・相談する人はいない」が 7.7%、「相談したことはない」が 5.6%となっています。

	相談できない・相談する人はいない	相談したことはない	家族や親族に相談する	同じ障害・病気の人に相談する	友人・知人などに相談する	施設・病院など専門の職員に相談する	その他	回答なし	回答者
身体	59 5.3	93 8.3	745 66.5	93 8.3	162 14.5	349 31.1	5 0.4	57 5.1	1,121 100.0
知的	11 6.3	12 6.8	92 52.3	24 13.6	42 23.9	78 44.3	7 4.0	10 5.7	176 100.0
精神	15 7.7	11 5.6	130 66.3	21 10.7	35 17.9	84 42.9	2 1.0	3 1.5	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(9) 相談先

福祉サービスの相談先はどちらですか？(いくつでも)

身体：「市役所・保健所など行政の職員」が28.1%と最も多く、次いで「家族や親族」が25.3%、「医師・看護師・相談員など病院の職員」が21.1%となっています。一方、「相談したことはない」が24.9%となっています。

知的：「市役所・保健所など行政の職員」が39.2%と最も多く、次いで「福祉施設・サービス事業所の職員」が26.1%、「家族や親族」が17.0%となっています。一方、「相談したことはない」が16.5%となっています。

精神：「医師・看護師・相談員など病院の職員」が35.2%と最も多く、次いで「市役所・保健所など行政の職員」が29.1%、「家族や親族」が23.0%となっています。一方、「相談したことはない」が32.1%となっています。

	相談できない	相談したことはない	家族や親族	同じ障害をもっている人	医師・看護師・相談員など病院の職員	福祉施設・サービス事業所の職員	市役所・保健所など行政の職員	その他	回答なし	回答者
身体	29 2.6	279 24.9	284 25.3	63 5.6	237 21.1	215 19.2	315 28.1	11 1.0	87 7.8	1,121 100.0
知的	12 6.8	29 16.5	30 17.0	25 14.2	26 14.8	46 26.1	69 39.2	7 4.0	15 8.5	176 100.0
精神	10 5.1	63 32.1	45 23.0	14 7.1	69 35.2	20 10.2	57 29.1	0 0.0	9 4.6	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(10) 相談先での困りごと

相談先で、困りごとはありますか？(いくつでも)

身体：「相談に手助け・付き添いが必要」が7.3%、「専門の相談員が近くにいない」が6.1%、「障害の状況を知らない」が5.3%となっています。一方、「特に困ることはない」が50.9%となっています。

知的：「相談に手助け・付き添いが必要」が12.5%、「相談したい内容の説明が難しい」が12.5%、「専門の相談員が近くにいない」が11.9%となっています。一方、「特に困ることはない」が34.1%となっています。

精神：「相談したい内容の説明が難しい」が15.3%、「待ち時間が長い」が10.2%、「専門の相談員が近くにいない」が10.2%となっています。一方、「特に困ることはない」が40.3%となっています。

	特に困ることはない	相談費用がかかる	待ち時間が長い	相談員とのコミュニケーションがとれない	障害の状況を知らない	通所に時間がかかる(相談機関が遠い)	専門の相談員が近くにいない	交通費がかさむ	訪問による相談してもらえない	相談に手助け・付き添いが必要	相談機関がバリアフリーになっていない	相談したい内容の説明が難しい	相談員の話を理解しにくい	人の目が気にかかる	その他	回答なし	回答者
身体	571 50.9	10 0.9	38 3.4	32 2.9	59 5.3	23 2.1	68 6.1	34 3.0	27 2.4	82 7.3	8 0.7	52 4.6	46 4.1	16 1.4	26 2.3	268 23.9	1,121 100.0
知的	60 34.1	3 1.7	12 6.8	8 4.5	12 6.8	7 4.0	21 11.9	2 1.1	4 2.3	22 12.5	1 0.6	22 12.5	17 9.7	5 2.8	15 8.5	36 20.5	176 100.0
精神	79 40.3	4 2.0	20 10.2	13 6.6	13 6.6	10 5.1	20 10.2	9 4.6	8 4.1	18 9.2	2 1.0	30 15.3	13 6.6	17 8.7	8 4.1	37 18.9	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(11) 福祉サービスの利用状況

ご本人が現在、利用している自立支援給付は何ですか？(いくつでも)

身体：「デイサービス」が 42.2%と最も多く、次いで「身体介護中心」が 23.0%となっています。

知的：「授産施設」が 30.2%と最も多く、次いで「デイサービス」が 27.1%となっています。

精神：「デイサービス」が 47.6%と最も多く、次いで「日常生活支援が中心」が 23.8%となっています。

	利用していない	身体介護中心	家事援助中心	外出介護中心(身体介護を伴う)	外出介護中心(身体介護を伴わない)	デイサービス	短期入所	地域生活援助(グループホーム)	療護施設・更生施設(入所)	授産施設	日常生活支援が中心	行動援助	通院等のための乗車又は降車の介助が中心	回答なし	回答者
身体	12 5.9	47 23.0	26 12.7	7 3.4	6 2.9	86 42.2	16 7.8	2 1.0	22 10.8	13 6.4	12 5.9	1 0.5	22 10.8	4 2.0	204 100.0
知的	10 10.4	9 9.4	3 3.1	13 13.5	7 7.3	26 27.1	12 12.5	2 2.1	16 16.7	29 30.2	0 0.0	5 5.2	0 0.0	1 1.0	96 100.0
精神	1 4.8	3 14.3	1 4.8	0 0.0	0 0.0	10 47.6	1 4.8	0 0.0	0 0.0	2 9.5	5 23.8	0 0.0	0 0.0	2 9.5	21 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(12) 今後、利用したい福祉サービス

ご本人が今後、利用したい自立支援給付は何ですか？(いくつでも)

身体：「身体介護中心」が 11.2%と最も多く、次いで「家事援助中心」が 10.9%となっています。

知的：「デイサービス」が 25.0%と最も多く、次いで「地域生活援助(グループホーム)」が 17.6%、「短期入所」が 17.0%となっています。

精神：「家事援助中心」が 12.8%と最も多く、次いで「日常生活支援が中心」が 11.7%となっています。

	利用しない・わからない	身体介護中心	家事援助中心	外出介護中心(身体介護を伴う)	外出介護中心(身体介護を伴わない)	デイサービス	短期入所	地域生活援助(グループホーム)	療護施設・更生施設(入所)	授産施設	日常生活支援が中心	行動援助	通院等のための乗車又は降車の介助が中心	回答なし	回答者
身体	522 46.6	125 11.2	122 10.9	66 5.9	35 3.1	107 9.5	63 5.6	24 2.1	53 4.7	13 1.2	92 8.2	33 2.9	94 8.4	208 18.6	1,121 100.0
知的	47 26.7	13 7.4	9 5.1	18 10.2	24 13.6	44 25.0	30 17.0	31 17.6	20 11.4	26 14.8	15 8.5	23 13.1	5 2.8	26 14.8	176 100.0
精神	105 53.6	12 6.1	25 12.8	6 3.1	6 3.1	13 6.6	5 2.6	5 2.6	10 5.1	4 2.0	23 11.7	6 3.1	13 6.6	30 15.3	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(13) 福祉サービス利用の条件

自立支援給付を利用しやすくするには何が必要と思いますか？(いくつでも)

身体：「家族に負担がかからないこと」が 33.2%と最も多く、次いで「自分でサービスを選べること」が 32.0%、「利用料がかからないこと」が 30.2%となっています。

知的：「障害にあわせた専門の職員がいること」が 44.9%と最も多く、次いで「サービスを身近なところで受けられること」と「家族に負担がかからないこと」が同率で 38.6%となっています。

精神：「自分でサービスを選べること」が 44.9%と最も多く、次いで「利用料がかからないこと」が 43.9%、「家族に負担がかからないこと」が 41.8%となっています。

	自分でサービスを選べること	サービスの量が十分に提供されること	サービスを身近なところで受けられること	利用料がかからないこと	所得に応じた利用の減免があること	複数の事業所をサービス内容で選べること	申し込みばすぐ利用できること	家族に負担がかからないこと	障害にあわせた専門の職員がいること	その他	回答なし	回答者
身体	359 32.0	176 15.7	314 28.0	338 30.2	250 22.3	117 10.4	323 28.8	372 33.2	302 26.9	25 2.2	311 27.7	1,121 100.0
知的	35 19.9	48 27.3	68 38.6	57 32.4	52 29.5	34 19.3	66 37.5	68 38.6	79 44.9	6 3.4	36 20.5	176 100.0
精神	88 44.9	37 18.9	71 36.2	86 43.9	58 29.6	35 17.9	61 31.1	82 41.8	75 38.3	5 2.6	35 17.9	196 100.0

※ 複数回答であるため、回答者数と合計値は一致しません。

(14) 自由意見

次のような意見・要望が寄せられました。

- ▼ 施設・心のバリアフリー化の推進
- ▼ 障害者（児）同士の情報交換の場作り
- ▼ 障害者と健常者の交流の場作り
- ▼ 経済的負担の軽減・経済的支援の充実
- ▼ 就職・就労の支援
- ▼ 交通手段の整備・交通費の助成
- ▼ 災害時の緊急対応体制の整備
- ▼ 介護者のケアや相談受け入れ
- ▼ 関係団体・関係機関のネットワーク作り
- ▼ 視覚障害者に対してはS Pコード*付きの文書で
- ▼ 専門知識のある職員の配置や職員の増員を望む
- ▼ 他市より遅れている
- ▼ 職員は机上の仕事ばかりでなく、障害者（児）宅への訪問・面接をして欲しい

5

関連する施策（尾張旭市障害者計画の抜粋）

尾張旭市障害者計画と本計画は「第1章 総論」で示したとおり一体的な関係にあるため、自立支援給付及び地域生活支援事業との共通する部分について原文を掲載します。なお、施策区分の見出し番号は尾張旭市障害者計画（改訂版）に合わせています。

■ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

施策区分		事業名	計画内容
施策3 自立生活への支援策	(2) 介護サービスの充実	ホームヘルプ事業の充実	身体障害者・知的障害者については支援費制度の周知を図るとともに事業所の確保に努めます。(身・知) ヘルパー養成講座を行う事業所を支援します。 精神障害者ホームヘルプサービス事業の周知を図るとともに充実に努めます。(精)
	(3) マンパワーの育成	介護者の人材確保や研修等の充実	障害者ヘルパーに対して、県や関係機関が実施する研修の周知を図り、人材育成に努めます。

■ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

施策区分		事業名	計画内容
施策1 保健・医療・福祉の連携	(3) 精神障害者への福祉サービスの拡充	生活訓練施設の充実	生活訓練施設・グループホーム・福祉ホームの整備推進を支援します。(精)
			ショートステイを併設する生活訓練施設を尾東保健福祉圏域北部(尾張旭市、瀬戸市、長久手町。以下圏域北部という)で1か所整備できるよう広域で調整します。(精)
			地域生活支援事業は、圏域で2か所整備できるよう広域で調整します。(精)

■ 短期入所

施策区分		事業名	計画内容
施策3 自立生活への支援策	(2) 介護サービスの充実	レスパイト活動の支援	当事者団体や事業所などが実施するレスパイト活動を支援します。
		ショートステイの充実	身体障害者・知的障害者については支援費制度の中で対応し、事業所の確保に努めます。(身・知)
			難病患者については利用状況をみてショートステイ実施病院の拡大に努めます。(難)
			各関連事業者と協議し、手続きの簡素化を図ります。(身・知・難)

■ 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

施策区分		事業名	計画内容
施策1 保健・医療・福祉の連携	(3)精神障害者への福祉サービスの拡充	社会適応訓練事業の充実	市内の事業所に職親制度の周知を図るとともに、県に協力事業所の確保を要望します。(精)
施策2 生活の基盤の整備	(1)就労援助と雇用促進	障害者雇用の促進	障害のある人について雇用の促進が図られるようトライアル雇用(一定期間の試行的雇用)やジョブコーチ(職場適応援助者)派遣事業の活用を商工会等に働きかけます。
		職場環境のバリアフリー化の促進	人にやさしい街づくり推進計画のPR活動に合わせて、事業所等に対する啓発を行います。 障害のある人の雇用で必要となる施設整備に係る助成制度の情報提供に努めます。
施策2 生活の基盤の整備	(1)就労援助と雇用促進	福祉的就労等の支援	身体障害者通所授産施設「くすの木苑」通所者のうち希望者に対し、トライアル雇用(一定期間の試行的雇用)やジョブコーチ(職場適応援助者)派遣事業を活用し、就労の要望に応えるよう支援します。
			「くすの木苑」の安定した仕事量確保のため、市内事業所に啓発します。(身・知)
			「くすの木苑」において重度の障害のある人に適した授産品目の選定などを支援します。(身・知)
			公共的建物や公園などの清掃等業務を授産施設や障害者福祉団体等へ委託することを促進します。
		職親制度の活用	商工会などを通じて職親制度の周知を図り、市内に事業所を確保するよう努めます。(知・精)
施策4 生活の質の向上	(1)活動の場の拡大	小規模保護作業所の設置、運営	関係機関と連携して、精神障害者家族会の育成強化に努めます。(精)
			関係機関の協力と指導を得ながら、円滑な運営ができるよう支援します。(精)
			整備目標を市内で1か所とし、小規模保護作業所の設置及び運営に対し、必要な支援を行います。(精)
		授産施設の充実	「ひまわり作業所」の事業充実と拡大を支援します。(知)
			「くすの木苑」の作業環境の整備を支援します。(身)
		障害者小規模授産施設の整備	増大する知的障害のある人に対応するため「ひまわり作業所」等をバックアップ施設とする小規模授産施設の開設を支援します。(知)
		障害者小規模作業所の充実	障害者小規模作業所の開設に際しては、必要な支援を行います。(身・知)
授産製品の紹介	授産製品を広く紹介し、市民の利用促進に努めます。		

■ 共同生活援助

施策区分		事業名	計画内容
施策3 自立生活への支援策	(1)住まいの整備	グループホーム等の設置	身体、知的、精神の各障害別でのニーズ量の調査を行い、入居に適する障害のある人の把握に努めます。
			整備目標を知的障害者グループホームについては市内で2か所、圏域では13か所、精神障害者グループホームについては圏域で3か所とし、NPO法人を含めた事業所の確保をめざします。

■ 施設入所支援

施策区分		事業名	計画内容
施策1 保健・医療・福祉の連携	(3)精神障害者への福祉サービスの拡充	社会復帰施策の充実	市内での家族教室の開催を支援します。(精)
			精神科デイケア施設との連携を推進します。(精)
施策1 保健・医療・福祉の連携	(3)精神障害者への福祉サービスの拡充	生活訓練施設の充実	市内での関係団体の精神保健福祉ボランティア講座の開催を支援します。(精)
			生活訓練施設・グループホーム・福祉ホームの整備推進を支援します。(精)
			ショートステイを併設する生活訓練施設を尾東保健福祉圏域北部(尾張旭市、瀬戸市、長久手町。以下圏域北部という)で1か所整備できるよう広域で調整します。(精)
施策3 自立生活への支援策	(2)介護サービスの充実	入所施設の充実	地域生活支援事業は、圏域で2か所整備できるよう広域で調整します。(精)
			待機者を解消できるよう民間活力の導入を図り、圏域内での設置を促進します。(身・知)

■ 相談支援事業

施策区分		事業名	計画内容
施策1 保健・医療・福祉の連携	(2)保健・医療サービスとの連携	相談体制の拡充	広報紙などの活用により周知を図り、地域福祉サービスセンターで保健師、ホームヘルパー等との連携により福祉カルテ登録者の拡大に努めます。
			地域福祉サービスセンターでの障害のある人に対する相談体制の強化を図ります。
			市町村障害者生活支援事業に合わせてピアカウンセリングのできる相談員の育成に努めます。
施策2 生活の基盤の整備	(4)生活の保障と権利擁護	財産管理等相談窓口の設置	ホームページ等により、市社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」の周知を図ります。
施策3 自立生活への支援策	(5)障害児教育の充実	専門職による相談窓口の充実	卒業後の進路不安を緩和するため、障害のある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。
			就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。
			関係各課との連絡会議を設け、さらなる就学相談の充実を図ります。

■ コミュニケーション支援事業

施策区分		事業名	計画内容
施策2 生活の基盤の整備	(5)啓発・情報発信	視覚・聴覚障害者への情報提供の充実	市が主催する講演会等では手話通訳や要約筆記の実施を検討します。(身)

■ 日常生活用具給付等事業

施策区分		事業名	計画内容
施策1 保健・医療・福祉の連携	(4)福祉用具の普及促進	福祉用具に関する情報提供と普及促進	品揃えの充実を図るとともに、展示コーナーの周知を図ります。
		福祉用具の貸し出し等の充実	制度の利用可能な人に対して、給付事業等の周知を図ります。(身・難)
施策3 自立生活への支援策	(1)住まいの整備	住宅改善費補助金制度の見直し	対象等級の拡大を検討します。(身)
			補助金の増額を検討します。(身)
	(2)介護サービスの充実	紙おむつ支給事業の充実	リフォームヘルパーチームへの施工関係者の配置を検討します。(身)
			重度身体障害者(児)への支給について検討します。

■ 地域活動支援センター事業

施策区分		事業名	計画内容
施策4 生活の質の 向上	(1)活動の場 の拡大	デイサービスの 整備	デイサービス事業のメニューについて関係団体の意見を聴取するなど、デイサービス事業の充実を図ります。(身・知)
			必要により定員枠の拡大を図ります。(身・知)

■ 日中一時支援事業

施策区分		事業名	計画内容
施策3 自立生活への 支援策	(2)介護サービスの 充実	レスパイト活動の 支援	当事者団体や事業所などが実施するレスパイト活動を支援します。

■ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

施策区分		事業名	計画内容
施策4 生活の質の 向上	(2)スポーツ・レクリエーション等の 拡充	障害者向け講座の 開催	障害のある人が一般の生涯学習活動に参加しやすいよう支援します。
			保健福祉センター内の身体障害者デイサービスセンターで障害のある人を対象とした講座を開設します。
			総合的な情報収集・提供、活動の拠点として生涯学習センターの設置について検討します。
			障害者向けIT講習会の開催を検討します。
		作品展等の 開催支援	県の「障害者作品展」への応募を、関係団体の協力を得て促進します。
			各種障害者の作品展の開催を支援します。
スポーツ大会等の 開催支援	県や個別障害団体主催のスポーツ大会への参加を呼びかけます。		
	新しい障害者スポーツの紹介に努めます。 本市主催の一般市民参加を対象とした大会に、障害のある人の参加を可能にする条件を検討します。		

■ 点字・声の広報等発行事業

施策区分		事業名	計画内容
施策2 生活の基盤の 整備	(5)啓発・情報 発信	視覚・聴覚障害者への 情報提供の充実	ケーブルテレビなどにおいて、字幕または手話を挿入することを要望します。(身)
			市が発行する主要な文書はホームページで閲覧できるようにします。(身)

■ 奉仕員養成研修事業

施策区分		事業名	計画内容
施策3 自立生活への支援策	(3) マンパワーの育成	保健福祉センターにおけるボランティアの育成	市内公共施設などで活動している同好会員等の協力を得て、身体障害者デイサービス事業での創作的活動を指導するボランティアを育成します。
		介護者の人材確保や研修等の充実	障害者ヘルパーに対して、県や関係機関が実施する研修の周知を図り、人材育成に努めます。
		住民参加型福祉サービスへの支援	住民参加型福祉サービスを行う団体の育成と支援を行います。 当事者団体による通いの場(サロンや憩いの場)づくりの際には、場所等の提供を通して支援します。(精)
		障害者団体等に対する支援	精神障害者団体の育成に努めます。 各種障害者団体の連絡調整として障害者団体連絡協議会が設けられるよう支援します。
		ボランティア活動への支援	障害者関係の「朗読、点訳、要約筆記」ボランティアの育成を行います。 精神障害者関係ボランティアを市内で育成するよう努めます。
		ボランティア養成講座の充実	関係機関と連携し、精神障害者向けボランティア養成講座の市内での開催を支援します。 障害児(者)向けボランティア養成講座を市内で実施します。
		保健福祉センターにおけるボランティアの育成	ボランティア養成講座の開催を広報、ホームページで紹介し、広く市民の参加を呼びかけます。

6

尾張旭市障害福祉計画策定会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法第88条に規定された尾張旭市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取する尾張旭市障害福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障害者団体
- (4) 障害関係事業所
- (5) その他、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

- 2 策定会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、尾張旭市福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月15日から施行する。

7

尾張旭市障害福祉計画策定会議構成員名簿

(敬称略)

構成員区分	氏名	所属	備考
学識経験者	丹羽 典彦	日本福祉大学社会福祉 実習教育研究センター教授	座長
学識経験者	伊藤 葉子	中京大学講師	座長代理
福祉関係団体代表者	宗宮 千恵子	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会	
障害者団体代表者	齋場 正規	尾張旭市 身体障害者福祉協議会	
障害者団体代表者	押阪 雅夫	尾張旭市手をつなぐ親の会	
障害者団体代表者	鷺田 和	障害者の保護者代表	
障害関係事業所代表者	岡部 昭子	社会福祉法人 ひまわり福祉会	
障害関係事業所代表者	加藤 直也	社会福祉法人 アニモ福祉会 れいんぼう	
障害関係事業所代表者	奥先 宏一郎	NPO法人 ケアサポート ミロアール	
その他	水野 満地子	瀬戸保健所	
その他	松下 昇	瀬戸公共職業安定所	平成18年9月まで
	鷹尾 藤雄	瀬戸公共職業安定所	平成18年10月から

8

策定日程

	日付	内容	備考
平成18年	6月19日～7月11日	個人調査	・アンケート調査
	7月3日～8月31日	団体調査	・アンケート調査(7月3日～7月26日) ・ヒアリング調査(8月3日～8月31日)
	9月1日～10月31日	庁内調査	・「尾張旭市障害者計画」の進捗状況調査
	9月28日	第1回策定会議	・障害福祉計画策定について ・障害者の現況
平成19年	11月24日	第2回策定会議	・障害者自立支援法施行後の現況について ・障害福祉計画(素案)について
	2月16日	第3回策定会議	・障害福祉計画(案)について

9

用語解説

あ 行

SPコード

紙に印刷できる切手サイズ（18mm 四方）の二次元コードのことです。専用読み取り装置を使うと、記録された情報の音声出力ができ、さらに点字用プリンタとディスプレイと接続することにより点字出力ができます。なお、専用読み取り装置は「視覚障害者用活字文書読上げ装置」として、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の対象となっています。

か 行

介護給付

障害程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。介護の内容は療養介護、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設支援の各事業があります。

筋ジストロフィー

筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気を総称して筋ジストロフィーといいます。いくつかのタイプに分類されますが、代表的なデシャンヌ型では、通常2～4歳頃で、転びやすいなどの異常が見られます。その後、全身の筋肉の萎縮変性は常に進行性であるため、歩行不能になり全面的な介助を必要とする重度身体障害となります。

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。支援の内容は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）があります。

さ 行

重症心身障害者（児）

障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称です。

障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分な福祉サービスの提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律です。

障害程度区分

福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村が福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

さ 行	
障害福祉サービス	<p>障害のある方々が必要とする福祉サービスをいいます。障害者自立支援法に基づく基本指針での「指定障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいいます。</p> <p>なお、本計画では条文の引用等の場合を除き、一般的なサービスと区別するために「福祉サービス」と表記しています。</p>
職親制度	<p>知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した職種について、一年以内の訓練を行い、それによって職場に対する心理的不安を除きながら技能を身につけて、訓練修了後には事業所に引き続き雇用していただくという制度です。</p>
ジョブコーチ (職場適応援助者)	<p>障害者が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。平成14年5月、障害者の雇用支援事業として職場適応援助者事業が始まりました。</p>
自立支援医療	<p>更生医療、育成医療、精神通院公費のように障害の種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したものです。</p>
自立支援給付	<p>障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供する福祉サービスです。自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具があります。</p>
た 行	
地域生活支援事業	<p>市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業です。事業の内容は相談支援、移動支援、日常生活用具、コミュニケーション支援、地域活動支援等があります。</p>
トライアル雇用	<p>障害者雇用機会創出事業のひとつです。障害者に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇っていただき、障害者雇用の機会を拡大していこうとするものです。期間は原則として3ヶ月間です。</p>
な 行	
ノーマライゼーション	<p>障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそあたり前の社会であるという考え方です。</p>

な 行

日常生活用具

重度の障害児（者）の方が、日常生活を送るうえで必要とする用具です。給付・貸与の品目には次のものがあります。

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

【在宅療養等支援用具】

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計

【情報・意思疎通支援用具】

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書

【排泄管理支援用具】

ストマ装具（蓄便袋、洗腸装具、蓄尿袋、紙おむつ等）、収尿器

【住宅改修等】

居宅生活動作補助用具(住宅改修)

ら 行

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加をめざす障害者施策の理念です。

レスパイト(サービス)

障害のある方の家族に対して、一時的に一定期間、介護から解放し、休息とリフレッシュを提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助です。